

令和6年2月29日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	19番	森	茂生
8番	小山	和也	20番	栗山	徹雄
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

18番 三角 真弓

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	馬 場 浩 義
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	丸 山 隆
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(秋 山 勲)
企画政策課長	限 本 興 樹
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
企業誘致課長	橋 本 秀 樹
新庁舎建設課長	甲斐田 英 樹
市 民 課 長	溝 上 啓 之
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	樋 口 久美子
農業振興課長	松 藤 洋 治
教育指導課長	鶴 拓 也
社会教育課長	寺 師 いずみ
立花支所長	持 丸 弘
上陽支所長	石 橋 武

議事日程第5号

令和6年2月29日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 森 茂 生 議員
- 2 坂 本 治 郎 議員
- 3 田 中 栄 一 議員
- 4 久 間 寿 紀 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。いよいよ一般質問最終日となりました。最後までよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。森茂生議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

なお、18番三角真弓議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

皆さんおはようございます。19番、日本共産党の森茂生でございます。

まず第1番目に、マイナンバー制度について質問を行います。

2月1日付で、NHKの二村専門解説委員の次のような記事が掲載されております。それによれば、イギリスの郵便局で会計システム上の残高より実際の窓口の現金が少なくなる事

件が頻発しました。そのため、700人以上の郵便局長が、ある日突然、横領などの容疑をかけられて弁償させられたり、破産に追い込まれる事件、あるいは逮捕され、地位も名誉もなくなり、自殺した人まで出るというとんでもない事件が起きました。ところが、金額が一致しなかったのは、富士通の会計システム「ホライゾン」というシステムの欠陥だったのです。これを裁判所が正式に認めました。イギリス首相は、イギリス史上最大の冤罪事件であるとして、全員の有罪判決を取り消し、速やかに補償を行うための法律をつくることを約束しました。富士通のヨーロッパ地区の代表は下院で、システムが導入された当初から欠陥を把握していたことを認め謝罪をしました。このような記事であります。

現在、日本でもIT化があらゆる分野で急速に進んでおります。便利になる反面、とんでもない落とし穴があることを教訓にすべき事件だと思う次第であります。

2番目に、学校教育について質問を行います。

文科省は、初めて教員不足の実態調査を2021年に行いました。その2021年4月時点で小中学校で2,086人の教員が不足していると発表しました。

また、2022年における小中学校における不登校の児童生徒数は29万9,000人で、過去最多となったことを公表しました。日本の教育はどうなっているのか、非常に心配されるところであります。

詳細につきましては、発言通告に従いまして、発言席にて質問を行います。

○市長（三田村統之君）

改めましておはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

19番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、マイナンバー制度についてでございます。マイナンバーカード、マイナ保険証の現状はどうなっているかということでございます。

本市における令和6年1月末時点のマイナンバーカードの保有枚数率は74.3%となっております。

また、本市の国民健康保険におけるマイナンバーカードの健康保険証利用登録率は、令和6年1月16日時点で63.8%となっております。

次に、全国的にマイナンバーカード等のトラブルが続発している、八女市でのトラブルはあるかという質問でございます。

国では、マイナンバーに関する一連のトラブルを受け、マイナンバー情報の総点検が実施をされました。

本市におきましては、総点検により課税情報で誤登録が1件確認されたため訂正を行いましたが、当該事案での個人情報情報の漏れ等は発生をしておりません。

次に、健康保険証を今年秋に廃止の予定だが、市長の考えはという御質問でございます。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令が公布され、現行の健康保険証の新規発行は令和6年12月2日で終了し、保険診療は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行するものとされており。

なお、健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとされており、状況を慎重に見極めた上で必要な対応を進めてまいります。

次に、学校教育についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校教育について、全国的に教員不足と言われているが、八女市の現状はとのお尋ねです。

八女市におきましても教員不足の状況があり、喫緊の課題であると認識をしております。そのため、教職員の負担軽減や働く環境の整備を推進し、常日頃より南筑後教育事務所や当該校長と連絡を取り合いながら教員確保に努めているところでございます。

次に、不登校の現状とその対策についてのお尋ねです。

本年度1月までの不登校の状況は、小学校72人、中学校110人で、昨年同時期と比較して増加傾向にあります。

増加傾向への対応として、学校をはじめ、教育支援センターでの学習や教育相談室所属のスクールソーシャルワーカーが関わる支援を行っております。

次に、あしたばでの指導、援助の内容はとのお尋ねです。

学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指して、自分で学習する力、友達と関わる力、前向きに生きていこうとする力などが身につくように指導支援しております。

次に、あしたばに通所していない児童生徒の指導、援助の方法及びその内容はとのお尋ねです。

各学校で保護者と連絡を取り合いながら、それぞれの子どもたちのニーズに合わせて対応をしております。各学校においては、不登校児童生徒ごとにチームを編成し、チーム会議等でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら対応をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

マイナンバーカード74.3%、国が73.1%ですので、ほぼ全国並みかなと思っています。

それから、マイナ保険証の保有率は63.8%でよろしかったでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

質問ですか。

○19番（森 茂生君）

ちょっと聞き取れなかったのです。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

八女市における国民健康保険のマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数は、令和6年1月16日時点で9,805人、登録率は63.8%となっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

国全体、国民全体で78.6%という数字が出ていますけれども、それからすれば、若干15ポイントぐらい少ないわけですが、それはそれでいいんですけれども、これは各保険、組合によって全然ばらばらですので、国民健康保険の場合が63.8%だろうということで理解をしますけれども、そしたら、八女市のホームページに、顔認証マイナンバーカードとはということで載っていますけれども、この顔認証マイナンバーカードとはどのようなものかお尋ねをいたします。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

顔認証マイナンバーカードですけど、これはこれまで暗証番号に対する高齢者等の不安、番号を管理する不安、そういうものを持ってあった方がいらっしゃるものが課題になっておりました。今回、顔認証マイナンバーカードが令和5年、昨年12月15日から受付が開始されたものです。

顔認証マイナンバーカードは、健康保険証、それから、券面の本人確認書類として利用に限られますけど、そういった点で、コンビニ交付サービスやマイナポータル、そういったものの暗証番号が必要となるサービスは利用できませんけど、健康保険証、券面の本人確認として利用できるということで、一定の利用が見込めるということで開始されたものであります。

以上になります。

○19番（森 茂生君）

この顔認証マイナンバーカードとはちょっと私よく知らなかったんですけど、どれくらいの人が、何人ぐらいこれを今交付されておりますか。

○市民課長（溝上啓之君）

資料にも掲載しておりますけど、現在9名の方が作成されております。

○19番（森 茂生君）

9名とは少ないんだろうと思います。

医療機関には、いわゆる顔認証カードリーダー、マイナンバーカードとか顔認証マイナンバーカードというのをもう導入されておりますけれども、これはもう強制だと思っています。必ずやってくださいよということで強制のようです。そして、利用率を上げるために数値目標までしてかなり強引にマイナンバーカードを使っていたらこうということで、専門員の職員を配置したり、マイナンバーを使うために専用レーンを設けてそちらに誘導したり、かなりやっていたらしゃるようですけれども、マイナ受付機と言うようですが、ここら辺の病院は大概行っているかとは思いますが、小さい病院はまだネットそのものが配置されていない病院もあると聞いていますけれども、もうここら辺の病院のマイナ受付機というのはもうほぼ全部導入されておりますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

八女市の医療機関等におけるマイナンバーカードの保険証利用の運用開始状況につきましては、令和6年2月11日の時点で95.1%となっております。

○19番（森 茂生君）

ほぼ全部入っていると理解をしております。

それから、結局、体制は大体整っていると思いますけれども、この利用率、これはもし分かればで結構ですけれども、国保とか後期高齢者、大体どのような——利用されている率、これが分かればお知らせを願います。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

八女市におけるマイナンバー保険証の国民健康保険証の利用率は、令和5年11月診療分で4.17%となっております。

○19番（森 茂生君）

恐らくほぼ全国並みと思っています。

ここに国のマイナ保険証の利用率、これは国の共済組合の利用率、国家公務員が加入している共済組合の利用率がここに一覧表で出ていますけれども、登録率が62.9%、八女市並みかと思えます。そして利用率、これが出ていますけれども、平均で4.36%、一番高い総務省共済組合が6.26%、一番低い防衛省共済組合2.5%、盛んに進めております厚生労働省は4.88%、あれほど病院には強制してありとあらゆる手だてを取っていますけれども、4.何%という利用率です。

これは病院の先生に聞けば、あるとかえって手間がかかる、エラーが出たりするとかえって手間が入るので、もう今までの保険証、そして、必ず今までの保険証も持参してください、何かあれば国民健康保険証で、今までの、それでやるからいいと、ほとんど問題は起きていませんと言っている。なぜかといえば、ほとんど使わないそうです。使わないから問題が起きていない。このような状況で、盛んに進めている国ですら4.何%ということで、非常に低い、利用されていない、これが今の現状だと思います。

実は私も八女市の病院で、ある病院にお尋ねしましたところ、どれくらい使われていますかと聞いたら二、三%でしょうねという返事でした。ある人に頼んで、ある病院に聞いてもらったら、大きい病院ですけれども、一、二%ですかねという返事でした。それと、もう一件聞いていただきましたけれども、そこは、企業の健診を手広くやっていたらっしゃる病院でしたので、二、三十%ということはかなり高いようです。しかし、話を聞いてみると、理事長さんも登録していないそうです。そして、全体の登録数を上げるのは、もう全員に使っていただくのはほぼ無理でしょうねという回答でした。

こういう状況が今の現状ではないかと思えますけれども、暗証番号を3回押し間違えるとロックがかかったり、いろいろあるようですけれども、ロックがかかれば、今度は市町村の窓口に行って解除しなければならぬと聞いております。実際、病院でそういうロックがかかって、市の窓口でロックを解除するために来られたような住民の方がいらっしゃるかどうかお尋ねします。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

先ほど言われたとおり、3回間違えたらロックがかかると、セキュリティ上、そう作ってありますけど、それでロックがかかったという問合せは数件ございます。しかし、ロックがかかった原因が医療機関で使われたかどうかについては、申し訳ないですけど、ちょっと把握はできておりません。

以上になります。

○19番（森 茂生君）

今はほとんど使われていない状況ですけれども、それでも何件かはあるということのようです。

ここに市町村窓口様ということで、社会保険診療報酬支払基金から恐らく通知が来ているかと思えます。病院でロックがかかったら市町村でよろしく願いしますということだろうと思えます。そのために、病院ではいろんな御苦労があるようです。ロックがかからないように、3回すると駄目ですので、目視モードに切り替えてやってくださいということをおっしゃっております。

八女市のホームページを見ますと目視というのが出てきます。目視による確認とか、これがどうもちょっと私、のみ込み切らないんですけども、目視確認モードに切り替えるとはどういうことなのかお尋ねします。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

先ほど医療機関等の受付のところでマイナンバーカードを使われる場合、初めに顔認証、顔で使われるか、暗証番号で使われるかを選ばれるようになっておりまして、そこで、顔認証のほうを選ぶと顔によって認証ができると、そういう機械になっておりますので、そういうことです。

以上になります。

○19番（森 茂生君）

顔認証とそれは違うんじゃないですかね。目視モードはまた別じゃないんですか。

○市民課長（溝上啓之君）

失礼しました。それで通常、機械で認証する場合、顔認証ということでやりますけど、顔認証がうまくいかないとか、そういった場合については、その職員さんが、カードにある顔と本人の顔を照合して本人確認を行うという形になっております。それが目視モードです。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

1回ロックがかかると、解除するためには住民票がある市町村ということになっているようですけれども、例えば、八女市の方が久留米の病院にかかってロックがかかってしまったら、八女市まで戻って解除しなければ病院にかかれなれないということになるんですかね。保険証がなくてもかかれます。その代わりに、今までは大体分かるから3割負担でいいですよということのようですけれども、このマイナ保険証になると病院側は全く分からんそうです。国保なのか社会保険なのか全く把握できないそうです。ですから、なら一応100%頂きましょうかというのが出てくるそうです。そしたら診療しましょうと。それが駄目なら一回戻って、解除して、また行かやんという手間が出てくる、私はそのように理解をしているんですけども、そうなる可能性がありはしないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

ロックがかかった場合、やはり登録市町村、お住まいの市町村の窓口で解除するという形になりますので、その点も踏まえて、先ほど議員が申されたように、目視による確認をお願いされているのかなと思っているところです。

以上になります。

○19番（森 茂生君）

病院ではエラーにならんように、目視による日頃から窓口の人がそういうロックがかからんように勉強して、そういうときはすぐ、さっき言った目視確認モード、これに切り替えてスムーズに行くようにやってくださいよという、日頃から練習をしておってくださいというのがあるようです。ですから、朝忙しいときに、どんどん患者さんが来られるときにそういう問題が起きれば、もうはっきり言って大混乱ですよ。たまにしか来らっしゃれんならまだ対応できますけれども、朝のどんどん来らっしゃるときに一人一人に対応しよったら、もうとてもじゃないけれどもパニックが起きると、これが現状かと思います。

ですから、今の状態で、何が何でも秋に健康保険証を廃止してやるというのはどう考えても無理な気がします。ですから、ここは何かもうしばらく保険証を残してやらないと、何が何でも秋には廃止するというところでやってしまったんじゃ、恐らく大きな問題になってしまう可能性があると思います。

ですから、ぜひ何かのときは、やっぱり上のほうにもう少し待ってくださいよと、あんまりうるたえずにやってくださいよというのは言わなければならないと思うんですよ。

それからもう一つ、いろいろ問題がありますけれども、例えば、乳幼児・こども医療制度、これは市町村によって違いますよね。例えば、今度は中学生まで無償化とか出ていますけれども、あるいは国の制度として、難病とか、ああいうところは免除をしているところもあります。県によって違いますし、市町村によっていろんな、この乳幼児・こども医療は制度が違います。そうすると、このマイナ保険証一本やりではとても対応できないと思います。その点、どのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

議員今おっしゃってある乳幼児医療証等の公費医療等につきましても、今後、マイナ保険証にという論議はされているかと思いますが、今現在はそれぞれの該当の保険証、乳幼児医療証等がございますので、当然それを持参していただくという形になって、それぞれの自治体でそういった条件とか自己負担等が違いますので、今まで同様の扱いと、本体の保険の部分がマイナ保険証になったり、まだ今現在は保険証がそれぞれ国保なり社保とかありますので、併せて使っていく形は変わりない。今後また変わる場合はそれぞれにお知らせをして対応していくところでございます。

○19番（森 茂生君）

いわゆるマイナ保険証を使う、しかし、それでは当然、各市町村によって違うから、市町村が発行している証明書、いわゆる二重手間になるんじゃないか、2つ提出しなければ、1つで何もかも終わるわけじゃないわけでしょう。結局、マイナ保険証と各市町村の証明書、

2つ病院の窓口に提出しなければならなくなると理解しますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるように、先ほど私も申しましたが、それぞれの本来の——本来というか、主となる国保なりと、残りの3割部分の分の補助なりあるのが乳幼児医療等になりますので、おっしゃられるようにそれぞれの、まず国保なら国保の保険証とか、それがマイナ保険証に変わって、そのほかの乳幼児医療証については今まで同様にそれぞれの医療証ということになりますので、当然2枚なり持っていただく。

ただ、おっしゃられるように、それを2つ持っていくというのは非常に手間になってくるということもありますので、将来的にはそこを一本化というか、それぞれの医療のほうも組み込んでいく動きはございますが、今現在は今の現状のまま進めているところでございます。

○19番（森 茂生君）

なかなか便利になったようでかえって手間取るというのが私は今の現状かと思います。

こういう中で、マイナ保険証、あるいはマイナンバーカードの類い、あるいはDXに関していろんなトラブルが起きております。八女市ではほとんどないということですが、全国的に見ますと、2018年の個人情報漏えいインシデント——アクシデントになる前だそうですが、漏えい人数、2018年561万3,797人だそうです。漏えい件数443件、想定損害賠償総額268,457,000千円、1件当たりの漏えい人数1万3,334人、1件当たりの平均想定損害賠償額637,670千円、これはNPOの日本ネットワークセキュリティ協会というのが出しているんですけれども、2018年度は1日1件以上、どういう漏えいがあったのか、これを調べたらもう数限りなく出てきます。1件の件数が、十、二十件じゃないです。もう何万、何十万件ですよ。やっぱりこういうのが日常的に漏えいが起きているというのが今の現状かと思います。不正アクセス、あるいは管理ミス、いろんな問題が起きております。一番多いのが公務だそうです。2番目が教育学習支援業、3番目が情報通信業、4番目が小売業・卸売業となっているようですけれども、こういう問題が起きたときに大体どこが責任を持つのかというのがまだ明確になっていないと思いますけれども、先ほどもマイナポータルと言われましたけれども、このマイナポータルとはどういうものか、ちょっと説明をお願いします。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

マイナポータルとは、インターネットのサイトでマイナンバーカードを使ったサービスでございまして、オンラインによって御自分の医療情報とか、そういったものが御自分で確認できるという、そういったサービスになります。

以上になります。

○19番（森 茂生君）

マイナポータル利用規約というのがありますけれども、もし御存じであれば、どういう契約になっているか。ポイントだけで結構ですので、分からなかったらいいです。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

すみませんが、詳細には承知しておりません。

以上になります。

○19番（森 茂生君）

マイナポータル利用規約というのがあります。

第3条、利用者の責任ということで、利用者は、自らの責任によりマイナポータルを利用し云々ということで、自らの責任でやってくださいよということが言われております。ですから、たとえ情報漏えいが起きたり、不具合が起きても自己責任ですよということがこの規約にうたわれております。

それだけならまだしも、第26条に免責事項というのが設けられております。「マイナポータルの利用に当たり、利用者本人又は第三者が被った損害について、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わない」と。以前は、一切デジタル庁は責任を負わないとなっていたそうです。ところが、それはあんまりだろうということで、故意又は重過失による場合はということで変わったそうです。ですから、よっぽどなことがない限りデジタル庁は責任を負いませんよということでわざわざうたっているわけです。ここが問題だろうと思います。ですから、先ほど言いますように、広げるだけ広げて、いろんな問題が出てくる中で、誰が責任を持つのかということが問題になってくるわけです。ここをきちっと押さえておかないと、広げるだけ広げていろいろトラブルがあってもデジタル庁は責任を負いませんよ、自己責任でやってくださいと、これはちょっとあんまり人ごとではないかと思います。

そういうわけで、るる申し上げてきましたけれども、ちょっと時間も過ぎておりますので、次に移りますが、1つ、何度も言いますように、このままマイナ保険証じゃなく今までの健康保険証を廃止すれば大変なトラブルが起きると思います。そして、この秋に廃止ということでまだ方針は変わっていません。

そこで、市長にお尋ねしますけれども、せめてもう少し秋に廃止、これだけはやめてくださいよというのをぜひ言っていただきたいんですよ。そうしないと大きな混乱が私は起きると思っています。その点、市長の考えをお伺いします。

○市長（三田村統之君）

議員御承知のように、令和6年12月2日に廃止になる健康保険証ですね。今、議員から様々な分野でこれを実施した段階で問題が発生するということでございまして、私もそこまで具体的な予想は立ててはいないんですけれども、そういう問題があれば、私どもの地方自治体の立場で県と国に要請をできるように発言はしたいと思っております。

ただ、地方自治体が円滑に運営していくために、ぜひこれは国会でも十分審議をしてもらいたい。だからそこら辺はまた森議員からもひとつ要望をしてほしいと思っていますので、できるだけ問題が発生しないような努力はやっていきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

ひとつよろしく申し上げます。

実は静岡県で市町村長さんに聞き取り調査が行われたそうです。現行の健康保険証を延期すべきだが18人、予定どおり廃止すべきだが4人、そして、その他が11人ということで、静岡県の場合も市町村長さんたちは圧倒的に54%、半分以上が何とか今まで即廃止はやめてくれというあれのようです。たとえ資格確認書とかできて、そのしわ寄せは全部市町村が発行しなければなりませんので、業務が増える一方なんですよね。上は変えればいいんですけれども、それを引き受けるのは全部市町村がやらなければならないという大変な問題も出てきますので、ぜひこれはもっと、我々も当然国会議員なり、運動によってこれはぜひ止めなければならないと思っておりますので、私たちも全力でそういう方面に奮闘はしていきますけれども、市長のほうもよろしく申し上げます。

次に、教育問題についてお伺いします。

教員不足の問題ですけれども、1番目に県の教育委員会、それがいわゆる配当数というのを割り振ってくるんだらうと思っておりますけれども、その配当数が令和5年には2人足りなかったということですかね。そして、4月時点で2人ですかね。というのは、2人、もし4月時点で欠員が出ておれば、例えば、産休とか病欠の先生が出れば、またそこに空白、穴が出てくるわけです。そういうのが年度末になるとどんどん増えていく、通常は補充が利く、バックヤードで補充は利きよったけれども、そのバックヤードすら人材がいなくなってしまった。

そういうことで、人数2人はさほど多くないかなという気はしますけれども、どうも現実的にはもっとひどい状況、いつか同僚議員が言いましたように、教頭先生が教壇に立っていて、教頭先生が対応できなかったという問題がありますので、実感として現実的にどのような不足が起きて、どのようになっているのかお伺いします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

配信しております定数不足の教員数の資料を見ますと、不足数2人と出しております。こちらにつきましては、教員327名、それから講師37名を配置いたしました後にまだ不足して

いる分でございます。

議員御質問の県教委の配当についてですが、こちらは、本来ですと必要数、講師37名の先生方の力を借りて満たしておりますところも全て正規の教員で満たすべきかと思いますが、そちらが足りていない状況でございます。

例えば、教員の不足分を補充するに当たりましては、基本、新規採用教職員を充てるという方向でございますけれども、県の採用試験の状況などから、八女市でこれだけ配置していただきたいという希望を出しております数の5割、またはそれ以下しか新規採用の職員の配当が来ない状況がございます。

先ほど触れていただきました講師のバックヤードの登録数についても激減しておりますので、非常に教員不足、これは全国と同じように八女市でも課題だと捉えております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

この問題も八女市でどうかするという問題はとうに通り越して、やっぱりこれは国の行政がきちっとやっていただかないとおかしな話ですよ。先生が不足すると。何たることかと言いたいんですけども、やっぱりその影響で、いろんな分野で、例えば、不登校が増える、あるいはいじめの問題、いろんな問題が手が回らないから、通常なら止められるところが、もう分かっておっても手を差し伸べることができないと、いろんな問題がこの先生不足によってどんどん拡大していっているような気がするわけです。何とか足りない分は自前で補うことしかできませんので、ひとつ精いっぱい不足がもうなるだけちゃんと手が届くように、先生の人数だけはぜひ確保を今後ともよろしく願います。

それから、不登校の問題ですけれども、ここに資料を出していただきました。正直言ってびっくりしています。

小学校の場合、平成30年が21人、令和元年が29人、令和2年が41人、令和3年が48人、令和4年が60人、令和5年が72人、中学校の場合、平成30年が46人、令和元年が61人、令和2年が74人、令和3年が84人、令和4年が102人、令和5年が110人、もう正直言ってびっくりしています。階段を上るように毎年毎年不登校が増えていっている現状であります。もうこれが商売なら順調に商売が伸びていますと自慢できるんですけども、どうもこれはゆゆしき事態と思わざるを得ません。

それから、ここに1,000人当たりの不登校数も出していただいております。

これは令和4年、2022年の全国の例ですけれども、小学校の場合、1位が沖縄県、1,000人当たり25.3人という数字が出ています。ちょうど同じ数字を当てはめると、20人ですので、それより少なく、ちょうど福岡県が5位で20.8人です。ですから、それを当てはめると、ちょうど福岡県の平均になっています。中学校の場合が1,000人当たり81人です。中学

校の場合、一番多いのが栃木県の70.3人です。はるかにこれを超えています。令和5年に当てはめると、八女市の場合、1,000人当たり26人になるんですよ。恐らく両方とも最高ぐらいの、全国平均よりはるかに多い不登校の数だろうと私は理解をしていますけれども、教育長、この不登校に関してどのような認識をお持ちなのかお伺いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、八女市でも非常に増えておりまして、今おっしゃいましたように、全国的にもここ3年ぐらい毎年5万人ずつは増えております。2022年が29万人でしたよね、その前が24万人ぐらい、その前も19万人ぐらいか、そういう意味じゃ毎年5万人ずつぐらい増えてきております。これも八女市でもやはり同じような傾向で、特にコロナのときから学校が楽しくないとか、いろんな行事がなくなりましたよね。だから、学校に魅力がないとか、みんなで何か一つのものをつくり上げたり、体育祭であったり、運動会であったり、文化祭であったり、遠足であったり、そういった行事もほとんどこのコロナ禍でなくなってしましまして、学校に魅力がなくなったということと、もう一つは、教育機会確保法、あの中で、あれが学校復帰を目的としていないんだよと捉えられてしまったんですね。文科省は、それまでは学校復帰を目的としてという文言を書いていたんですね。ところが、教育機会確保法になってその文言がなくなってしまったんですね。だから、社会一般で、学校復帰はもう目的じゃないんだと誤認をされたとか、そういうことでまたつい最近ですけども、文科省はそれは違うんだと。やっぱり学校が一番社会復帰するための本流なんだと。だからそこに帰していくということを頑張ってもらいたいという通知を出しております。

ですので、繰り返しになりますけれども、魅力のある学校づくりとか、こういったことが必要なかなと思っているところです。

○19番（森 茂生君）

どうも教育長の話の聞いてみると、全国的にあるから仕方がないようなふうに聞こえたんですけども、やっぱりこれは最優先で取り組むべき問題だと私は思います。それは確かにコロナはありましたよ。コロナはあっても、そこを乗り越えるため、あるいはどうするのが問題であって、コロナがあったから仕方がありません。全国的にこういう状況だから仕方がありませんと私は聞こえたんです。それじゃないと思います。やっぱりこれぐらいの、全国的にも多い、平均から見てもかなり多い不登校ですので、せっぱ詰まった、これをやって不登校を少しでも減らしますと意気込みが聞こえないんですよ。何か対策、特別な対策、独自の対策、それはありますか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

不登校の要因に関するデータでは、これは文科省が出しておりますが、学校起因がおよそ2割程度、それから、家庭起因と本人起因が8割程度というものがございます。

その内容は、家庭起因、本人起因という内容は、無気力と不安が46%程度、親子の関わり、それから生活リズムの乱れが14%ずつと、データではそのように出てございます。ですが、実際には簡単に割り切れるものではなく、発達の特徴ですとか健康問題、家庭での出来事などが複雑に関係していると捉えております。理由も有効な対応方法も一つ一つのケースで当然変わってくるものと捉えておまして、私どもでは学校のほうには、まず6月までにしっかりと関わりをつくってくださいますようお願いをしております。子ども同士、それから子どもと教師の関わり、しっかりとつながってほしいと。そうやって完全に不登校になってしまう前につながりを持つということを学校のほうにはお願いしておるところでございます。

それから、実際に不登校になった後には、各学校で一人一人のお子さんに対して支援チームをつくっております。そこでそれぞれのニーズに合わせてどのような対応が必要なのかというところで対策をしております。そこにはスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーですとか、そういった専門の方々にも入っていただいております。

八女市独自ということで御質問でしたけれども、あしたば、それから教育相談室のほうで取り組んでおりますのが、例えば、教育相談室のスクールソーシャルワーカーですが、八女市では本年度から4名体制に増員をしていただきました。近隣の他市と比較いたしましても多いほうだと理解しております。

なお、スクールソーシャルワーカーには1人1台の携帯端末を持っていただくとか、公用車を1人1台使用していただくということも八女市のほうでは手配していただいておりますので、広い範囲をカバーする八女市のスクールソーシャルワーカーとしては非常に有効に活用しているという報告が上がってきております。

○19番（森 茂生君）

あしたばに通う人の人数もここに出ていますけれども、最近で15人前後ぐらいですか、小中学校合わせて182人ですけれども、そのうち十何人しか通っていない。体験ということで20人ぐらいは登録されて時々は来ていらっしゃるみたいですが、それを最大30人と見て残り150人です。ここがどうなっているのかがどうも疑問です。それは、あしたばに行っている人はある程度把握はできるんですね。ところが、あと残り150人ぐらいがスクールソーシャルワーカーとか、訪問とかやっていたらいいんですけども、どうもそこら辺がなおざりになっているという気がするんですけども。初等中等教育局長、これが言っているのは、90日以上不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関の相談指導を受けていない小中学生が4.6万人、そして、また違うのでは29万9,000人ですか、そのうち学校内外で、悪く言えばほったらかしになっているのが11万4,000人と数字が出ています。沖縄

タイムズでは、25%に公的支援が届いていないという報道もあっています。ですから、あしたばのやり方もちょっといろいろ言いたいんですけども、もう時間がありませんので、あしたばの問題は触れませんが、残り約150人あたりがちゃんと把握されているのか、子どもには教育を受ける権利があります。ありますので、たとえ離れ島に1人いても、そこには当然通ってでも教育を受けさせる義務があります。そういう観点から捉えると、150人あたりがどのような支援を受けているのか、あるいはほったらかしなのか、そこら辺のつぶさな対応、どういう対応を取っているのか、把握されているかどうか、お尋ねします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、あしたばに関わっていない不登校のお子さんが多数おられます。私どもが把握しております数としましては、現在何らかの形であしたばとの関わりを持っていらっしゃる方々、先ほどおっしゃった体験入所も含めまして47名把握しております。ですので、130名ほどのお子さんにつきましては、あしたばとは関わっていらっしゃらないのですが、不登校となられたときには必ず各学校で、先ほど申しました支援チームを立ち上げるということになっておりますので、現在全てのお子さんに対する支援チームはつくられております。学校のほうで保護者の方と連絡を取り合いながら、今後どうしていくかという相談をそのニーズに応じて行っているところでございます。

さらに、議員が御指摘いただきました不登校の児童生徒の、年度でまだ1日も出席できていないようなお子さんにつきましては小中合わせて10名おりますが、そのうち、スクールソーシャルワーカーが関わっているお子さんが10名中6名、プラス、あしたばのほうに来ていただいているお子さんが1名おられます。あと3名、あしたば、それから、スクールソーシャルワーカーとつながっていないということになりますが、こちらも先ほど申しましたように学校で組織している支援チームが関わっており、必要に応じて家庭訪問等を行っておるところでございます。

○19番（森 茂生君）

ある八女市の実話の話ですけども、スクールソーシャルワーカーの方が訪問しても、親も受け入れられない、本人も駄目だという家庭も実際あるようです。ですから、たとえそういう専門の方が行っても受け付けない、そういう家庭も恐らく実際あるだろうし、面会すらできない、いろんな問題が一人一人あるかと思えます。そこを何とか一人一人把握して、何とか手を差し伸べる方法が必要だと思います。

それで、もう時間ありませんので、1つの私の話ですけども、いつか栃木県の高根沢町にひよこというフリースクールがあります。これは町が運営しているところですけども、いつか話をしたことがあります。それで、ちょうど一月前、1月の終わりに、実際ここに、

ひよこというところに行ってきました。普通の民家を改造して——改造というか、ほとんどそのままですけれども、そこにお子さんを受け入れて、そして、非常に近隣市町村からも要望があるので、太っ腹です。近隣市町村の子どももどうぞ来てくださいと受け入れています。そして、給食も相当ハードルが高かったようですけれども、給食も同じ給食をそこに出してあります。そして、町外から、一番遠い人は自転車、あるいは電車を乗り継いで1時間40分かけて来ている子どももいるそうです。そこに行きましたけれども、普通のまきストーブがあり、暖炉、いろいろがあり、そして、和やかに過ごしておられました。納屋を改造したところで子どもたちが卓球をしておりましたけれども、ここでは、もう表面的な学校復帰を目指しませんということで、先ほど教育長は、何か目指さんごとなったからどうも不登校が増えたような言い方をされたんですけれども、ここはもうずっと以前から休憩の場所、学校復帰というのは決してこちらから言わない、そういうふうに造ったそうです。町長さんがそういうふうにやろうということでやったようです。

ですから、今までの卒業生の中で、ほぼほぼ1人だけが就職したそうです。あと全員は高校に進学したそうです。それで、小中学校には復帰しなかったけれども、結果として高校には1人以外は通っている。こういうスペース、居場所、これを造るべきじゃないかなと私は思っております。

今いろんなところでそういう居場所づくり、これがいろんなところでやられております。飯塚では学校の中にフリースクールを造ったという話もあります。そして、そういうふうで、居場所づくりをきちっと造らにゃいかんのかなと思います。180人というと、立花小学校が約200人ですか、黒木小も大体200人です。1つの小学校ができるぐらいの人数がいらっしやるわけです。ですから、そこに何らかの居場所づくりを、それは図書館もいいですよ、図書館もいいんですけれども、今一番にやらなければならないのは、そういうところに温かく手を差し伸べる、ここやないですかね。教育長、どうも優先順位を間違っているんじゃないかなと私は思ったんですよ。そこに何とか一人でも、助けるといったらおかしいんですけども、復帰していただく、あるいは社会、いわゆる社会に復帰していただくようなのをきちっと確保してあげる、その場を造る、これは教育長の権限でできるはずですよ。何か一つそういうのをぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、教育長いかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、居場所づくり、居場所というのはとても大事だろうと思っております。それは不登校の子どもに限らず、いじめの件に関しても、やはりそれぞれの子どもがどんな居場所を持っているのか。ただ、先ほどもおっしゃったように、そこで何の関わりも持っていない子が、データでは不登校の子の4割ぐらいということになっておりますけれども

も、うちはそのところはそういうことはないんですが、だから、どこかで社会とつながっていないとなかなか行けない。そういう意味では、議員おっしゃるような居場所づくりというのはとても大事だろうと思います。

うちは居場所の一つとして、ずっと以前から今のあしたばというのを造っております。これ以外にも、校内の教育支援センターであったりとか、そういったものも今後やはりきちっと考えていかなくちゃいけないのかなと思っているところです。

○19番（森 茂生君）

今後とも一人でも不登校を少なくするために御努力いただきますことを切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番坂本治郎議員の質問を許します。

○3番（坂本治郎君）

おはようございます。本日2番目の一般質問をさせていただく、議席番号3番の坂本治郎です。

質問の内容に関しましては、通告どおりの2点となります。

国際化社会やハラスメント問題など、なかなかぴんときづらい方もいらっしゃるかもしれませんが、近年、国からもパワハラ防止法が制定され、去年は県でも議会関係ハラスメントを根絶するための条例が制定されました。そして、八女市でも令和4年12月の三角議員の一般質問でもこの課題について取り上げられ、今回は私の一般質問に合わせて、偶然にも同じくして市民からの働きかけもあり、あらゆるハラスメント防止を求める条例制定を求める請願が上がっています。

これまでの社会や組織の在り方によって発生してしまっていた負の部分、つらい思いをしていた立場の弱い方々がほったらかしにされてきました。このような動きは、こういった方々を守る、人が持っている当たり前の権利を守る、本来あるべき社会をつくっていく上で、とてもよい流れだと思っています。

このような人権意識というのは、先進国の中では日本はやゆされがちではありますが、グローバルスタンダードに向けて社会をつくっていく、そういった意味では、この2つの質問

はすぐリンクしています。

私としましては、一般質問をこの2点に選定した思いとしましては、住民のお困りの声や不満として、日々このような声をよく聞くからです。私たちにとっては耳が痛い話ではありますが、八女は保守的だと、世の中の価値観はどんどん変化していっているのに考えが古過ぎる、出るくいが打たれる社会だと。私としましては、議員になる前からずっと思っていたことで、何度か残念な現場を見たことがあります。

人口減少や少子高齢化などの問題は、産業の縮小などの自然減としてある程度あらがえない部分はあるかと思いますが、こういった共同体の空気感による生きづらさが理由で八女に住みたくないという、人口流出の助長になっているということが一つの理由にもなっているという声も私は聞いていまして、ここに問題意識を持っています。しかし、これは八女だけに起こっているわけではなく、日本全国、多くの地方自治体で起こっていることだろうと思いますし、日本社会全体の問題だと思っています。ここに関しては、市としてはどうしようもないことなのかもしれません。しかしながら、こういった問題点をしっかりと認識し、何らかの改善する努力をしていただきたいという思いで、この質問を選定しました。

そこで、改善の一つの糸口として私が考えつくのが、多様性を理解して受け入れていく雰囲気をつくるということだったり、立場の弱者を守るような社会と、その空気感をつくる努力をし続けることです。

皆さんの一般質問でも、市の課題として人口減少、少子高齢化問題が頻繁に取り沙汰され、若い世代のにぎわいを生みたいというたくさんの思いを聞いています。であれば、市として全体の価値観をアップデートすること、そして、ここにいる皆さんが若い世代のニーズを勉強していくことは、経済的な政策と同じぐらい大切なことだと私は思っています。そんな私ならではの目線からの発言にはなりますが、八女の未来の公益を守る、マイノリティーでも生きやすい社会をつくる、市民の心の健康を守る、もっと広く解釈すれば、市民の命を守るという観点から、使命感を持って発言させていただきます。よろしくをお願いします。

○市長（三田村統之君）

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、進む国際化社会とどう向き合っていくのか市の考えはという御質問でございます。

市民及び職員が異文化や多様性を学ぶ機会の現状は及びそれを拡充する考えは及び国際姉妹友好都市提携の拡充などの考えはにつきましては、一括して答弁をいたします。

市の魅力を生かした国際交流事業を実施するとともに、各都市との交流を深めることで、市全体の国際化の機運の醸成に努めております。

具体的には2012年に大韓民国巨済市と姉妹都市締結を行い、交流を進めております。

また、学校交流として2022年に上陽北浜学園と米国上院議員故ダニエル・ケン・イノウエ

氏の出身校であるハワイ州ホノルルのワシントンミドルスクールとの姉妹校締結を行い、交流を進めております。

次に、ハラスメントやいじめなどコンプライアンスが厳しくなってくる昨今、市はどう向き合っていくのかというお尋ねでございます。市職員の労働者としての権利は十分に守られているかというお尋ねでございます。

八女市職員のハラスメントの防止等に関する要綱を策定し、ハラスメントの防止及び排除のための措置に関し、必要な事項を定め、職員に周知徹底し、職員の利益の保護及び職務能率の向上に努めております。

次に、管理職以上がハラスメントについて学ぶ機会はあるのかというお尋ねでございます。

ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しております。なお、令和6年1月には、管理職を含めた役職者研修を実施し、ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメントを許さない健全な職場環境づくりに努めております。

最後に、市としてハラスメント防止条例をつくる考えはないかという御質問でございます。

令和4年4月から労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて防止対策を講じることを、企業規模を問わず、全ての事業主に義務化されています。

現在、この制度の周知、啓発を行っているところであり、防止条例の検討は行っておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（坂本治郎君）

まずは、項目1の質問です。

既に八女はいろんな国際交流をされているという市長答弁をいただきました。異文化を理解するというのは、視野を広げることに直結し、多様性を理解することにもつながります。それらの国際交流というのは具体的にどのようなことをされているのか、説明をお願いします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

観光振興課のほうで担当しております交流事業、ここについての交流になるかと思えます。

先ほど市長の説明もございましたように、国外で申しますと、2校、ハワイ州である姉妹校、それともう一点は2012年という10年以上の歴史を持つ巨済市、こちらとの姉妹都市の協定を結んでいるところでございます。

昨年につきましては、特に八女茶発祥600年という事業もございましたので、今年度の事業なんですけど、中国の蘇州、こちらのほうに靈巖山寺がございましたから、そちらのほうに訪問団を派遣しているような状況でございます。

今の状況としては、提携しているのは2国なんですが、そのほかにも今お話ししたような中国であるとか、また台湾からの訪問がお見えになったりとか、あとは、よその国からのオファーが、やはりインバウンド事業が進んでおりまして、外国からの観光客が多くなっている以上、そういう対応は今年度、常に連絡が来ているような状況だったということをお報告したいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

それらの成果はどのように認識されていますでしょうか。できるだけ具体的な話とかエピソードなどが何かあればお聞きしたいです。特に気になるポイントとしては、一般市民や学生などが海外と関われるチャンスになり得ているかどうかをお聞きします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

一般的なエピソードもということですので、今回この交流事業をして一番よかったのは、まずハワイ州なんですけど、こちらは今年度中には完成するんですが、上陽エリアにございませはたと石橋の館のほうが新しくダニエル・ケン・イノウエさんのミュージアムということで、今回の議会にも出ささせていただいている、オープンになると思います。そこは先ほど坂本議員言われたように、市民の交流ということで、特に地元にある北浜学園の子どもたちとウェブでやり取りを行っております。これが本当は直接お会いしてというのがありますが、やはりコロナの時期でもございましたし、まずはウェブを使ってやろうというのが中学生の北浜です。小学生については、今年度新しくハワイの小学校とのウェブのやり取りも始めたところがございますし、高校でいくと、八女学院高校がオーストラリアのホームステイが行われますし、あと福島高校が韓国語の新しい部活みたいな、そういうパートを設けて、韓国との交流を図っているような状況でございます。これが、今、楽しく子どもたちが英語を習うとか韓国語を習うとかという、先ほど坂本議員が言われた、グローバル化の社会に向けた一歩になるのではないかなと思っております。

また、それ以外に、一般市民ということもございますので、これにつきましては前回議会のほうでもお話ししましたが、もう外国のお客様がお見えになっているんですね。そのときに何を食べるかといったときに、例えば八女であれば、芋まんじゅうがおいしいというのを言うのに、芋まんじゅうをどう英語に訳すかということで、まんじゅうは分かるかもしれないけど、まんじゅうをウィズタロという、里芋という英語になるかもしれないので、そういうのを指さしてメニューをするような研修をグーグルと協力しながら研修を設けて、受入体制の強化を図っております。ですから、一般市民向けには受入体制、学生向けにはグローバル化に向けた英語とか、そういう語学の勉強とかを交流事業のほうでもやらせていただい

いるのが現状でございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

大変御説明ありがとうございました。ぜひ私もしたい事業でありますので、これからも引き続きよろしくお願ひします。

次に行きます。

昨年、八女市青少年シアトル訪問事業というものがあり、聞いたところ、このプログラムにかなりの生徒が興味を持ち、応募していたと伺っています。とある生徒は、選考には漏れたけど、こういったプログラムがあったから初めて海外に興味を持ち、自主的に語学も勉強するようになったそうです。どのぐらいの枠に対し、どのぐらいの応募があったのでしょうか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

今回のシアトルの青少年シアトル訪問事業でございますが、市内在住の高校1、2年生を対象に、11月1日から14日にかけて2週間の応募期間を設定して募集いたしました。応募数が35人、書類審査、面接の審査を経て、最終的に5人を参加者として決定いたしております。

○3番（坂本治郎君）

大人になれば、海外へは自分で行けますが、学生にはそういったチャンスはなかなかありません。子どもたちの未来のための投資として、そういったチャンスを市としても拡充するというのはいかがでしょうか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

まず、今回の事業について概略説明しますと、八女市にルーツを持つアメリカ在住の方、具体的にはシアトル福岡県人会の会長を務められた方でございますが、この方から令和2年3月にいただいた寄附金約2,500千円を原資として実施するものでございます。この寄附金をぜひ八女市の青少年の国際交流事業に活用してほしいという要望がありまして、本事業に取り組んでおります。令和2年度に事業を実施する予定でございましたが、コロナの関係で延期が続きまして、ようやくこの3月に現地を訪問する予定でございます。今回のシアトルの事業は、寄附をいただいた方の要望と、この寄附金の活用ということを踏まえての事業でございます。単年度事業ということで考えております。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

私も長いこと、海外を転々としていた経験もあり、そこで得た経験というのは一生ものの

宝物として残っています。そういった経緯から、いろんな学校でお話ししてほしいと、ゲストティーチャーとして招待されたりもしています。今月も黒木小学校にお呼ばれたのですが、子どもたちからはきらきらした目で、海外のことばかり、次から次に質問攻めでした。未知なる海外への興味、関心は子どもたちのニーズになっています。もし今後、そのようなチャンスが、財源などがあれば、ぜひよろしくをお願いします。

次の質問に入ります。

国際社会を学び、多様性を理解するという観点から派生した部分でお聞きします。

現在、学校教育では、マイノリティーの方々、例えば、国籍やバックグラウンドの違う子どもたちやLGBTQについて学ぶ機会がありますか。また、そういった方々が差別やいじめの対象とならないような現場では何らかの気遣いはありますか、お願いします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

学ぶ機会ということでしたが、小学校の外国語活動、外国語科におきましては、言語やその背景にある文化に対する理解を深めることを目標の一つに掲げ、学習を行っております。

また、LGBTQにつきましては、小学校3、4年生の保健体育の学習におきまして、令和6年度から使用いたします新しい教科書に、様々な性を表す言葉の一つとしてLGBTという言葉があると明記されております。クエスチョニングについては外れておりました。また、小中学校ともに道徳教育や人権教育では、相手を思いやる心の育成や人権意識の向上を目指しております。

それから、差別やいじめの対象とならないような気遣いということでしたが、小中学校ともに授業の中で正解や多数派の意見のみを重視するのではなく、間違いや少数意見を大切にしていこうという取組は、常日頃から行っております。また、いじめや差別を防ぐには、全ての教育活動を通じて行われる、先ほど申しました道徳教育や人権教育が大きな効果を発揮するものと考えております。

社会的に少数派であったり、弱い立場であったり、不利な立場にある全てのケースについて、それを網羅し、学ぶことは難しい面もあるかと思いますが、道徳教育や人権教育で培った相互理解ですとか社会正義などの価値観や他人に対する思いやり、それからいたわりといった人権意識は、今後、子どもたちが将来出会う様々な場面で生きてくるものと考えております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

次の質問に入ります。

世界中でも日本、韓国、中国以外であれば、ほとんどの国は、タトゥーは一つの個性やアート、民族のアイデンティティとして許容されています。日本では、これまでずっと世間ではよくないイメージを持たれ、温泉やプールなどでは、入れ墨、タトゥーのある方はお断りと大々的に書かれています。しかし、近年、日本国内でも訪日外国人観光客の増加などがあり、若い世代の入れ墨、タトゥーに対する認識も少しずつ変化してきている状況です。少しずつではありますが、日本人の入れ墨、タトゥーに対するファッション、文化、宗教的な考え方の違いを理解し、外国人旅行者と入浴施設の相互の摩擦を避けることができるような取組を考える時期に来たと判断し、タトゥーがある方でも規制をしないような温泉も出てくるようになりました。小さいステップかもしれませんが、こういった一つ一つのステップが社会全体の考え方や価値観をアップデートし、多様性を認め、住みやすくなる社会をつくることにつながりますし、この考え方に八女市もアップデートしていくべきだと私は思います。

もちろん、まだまだ保守的な考えが強い御年配の方々が行くような地元色の強い入浴施設は難しいと思いますが、提案ですが、まずは近年リニューアルされて、客層も大きく変わり、外からの方々だったり、若い世代でもたくさん訪れるようになったべんがら村からタトゥーを許容するという方向で検討していくことはいかがでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

検討してくださいということですので、今後もちろん検討させていただきますが、べんがら村だけではなくて、観光施設として管理しております池ノ山荘でありますとか、グリーンピア八女、こちらのほうにも大きく関わるお話かと思っております。おっしゃるように、地元にある温泉ということで、市民の方がたくさん使われるんですね。そうなってくると、タトゥーというのは、私の世代でも任侠映画の影響か分からないんですが、背中に竜があるような、そういうものはやっぱり怖いなと思ってしまうところがありますので、まずは市民の方の理解が必要かということ。それと、どの程度のタトゥーが、文化的なものとか宗教的なものとあるんですが、ちょっと私も勉強不足なんですけど、そういうところも十分理解することは今後必要かなと考えております。

今のところは、すぐにタトゥーオーケーですよと言うことはできないんですが、今後、話を持っていきながら、世の中の情勢を見ながら、検討したいと思っておりますので、それではよろしくお願いいたします。

○3番（坂本治郎君）

御検討ありがとうございます。

現状としては、観光庁は平成16年3月、入れ墨をしていることのみをもって入浴を拒否す

ることは適切ではないと文書で通知しています。近くの別府市では、市営の温泉でもタトゥーを許容しているところもかなりあります。なので、タトゥーを入れている私の八女市内の友人たちは、温泉に入りたくなったらわざわざ別府まで向かっている人もいます。実際に若い世代の人同士であれば、タトゥーはほとんど気にしないし、実態としてはタオルで隠して遠慮していれば、問題にはならないことがほとんどです。もはや入れ墨、タトゥーの入っている方は固くお断りという表示自体はあんまり意味がないもので、だったら彼らが後ろめたさを感じなくなるための配慮として、いっそのこと外してしまってもいいのかなど私は思いましたが、これ以上は、突っ込むのはやめておきます。

そういった市としてのかじ取りは、若い世代にとってはとても明るい変化であり、多様性を認める自治体として、よい印象を与えますということだけお伝えしておきます。

次の質問に入ります。

昨年6月、市役所での外国語対応について質問させていただきましたが、改めてお聞きします。

現状として、窓口でスマホを活用しながらであれば、ほとんど困ることはないだろうと思います。しかしながら、今現在、聞くお困りの声としては、市役所窓口ではなく、外国人移住者の方と地域の区長さんとの意思疎通などです。日本の素朴な田舎に住みたいと思っている外国人ニーズもしっかりとあり、在留外国人は年々増えていますし、日本政府も来月末までにはデジタルノマドビザも開始する方向で進んでいるというニュースもありました。

ニーズは確実に増えていると思いますし、こういったことに市としてもしっかり対応していくべきだと私は思うのですが、市はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

お答えします。

現在、市の取組としましては、市内のボランティア団体に対して日本語教室事業費補助金を交付しており、地域においても円滑なコミュニケーションが図られるよう対策しております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

具体的な対策をお聞きしたいのですが、提案をさせていただきますが、今現在、定住対策課の職員は空き家バンクなどの移住希望者への案内で現場に赴くこともあると思いますが、この理由づけをもう少し拡張して、定住対策課に流暢な英語ができる方を最低1人か2人常備していただき、日本語のできない外国人移住者が現場で困っていたり、トラブルなどになったときに出向いたり、個別に助けたりするようにつくり変えることはできないでしょうか、お願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

先ほど定住の関係、それから空き家バンクの関係でということ、実際外国の方の対応をするという機会が出てきているということは聞いてございます。ただ、現段階では、御本人の方が比較的日本語がお分かりになる、それから、お連れの方が日本人であるということ、特に大きく困ったケースはないということを知っております。

ただ、今後、日本語がなかなか通じにくいケースも出てくるだろうと思っております。そういったときに、様々な国の言葉が話することができることが一番だろうと思っておりますけれども、なかなかそうはいきませんので、そういった中でスマホのアプリを使っての対応ということもならざるを得ないのだろうと思っております。

ただ、職員の中にも英会話が可能な職員というのは数名在籍をいたしております。職員の配置につきましては、組織全体的なことを考えながら配置していかなければなりませんし、また職場の現状であったり、職員の特性、こういったものも考慮しながら配置をしていく必要があるかと考えてございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

次の質問に入ります。

国際友好姉妹都市として、現在、韓国の巨済市との公式な交流があるとのことですが、前回の一般質問にて、お茶に特化した観光やまちづくりという八女ならではの個性を大切にする取組を大切にしたいと、市長からも前向きな回答をいただきました。であれば、台湾や中国のようなお茶の生産地であり、お茶文化がしっかりと国際友好姉妹都市提携を公式に結び、お互いのアイデンティティーであるお茶文化を学び合うのが、いろんな観点において価値のあることだと私は思います。そんな若者がわくわくし、八女に誇りを持ってもらえるような取組をぜひやっていただきたいですが、市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員御承知のように、昨年は八女茶の600年祭を開催いたしました。それを機会に蘇州の呉中区というところに靈巖山寺がありますから、そこに600年祭の実行委員の皆さん方、訪問させていただきました。その呉中区がコロナの被害が非常にひどかったところで、私もそこにお見舞いをいたしました。そうしましたら、今度は呉中区からマスクを随分送っていただきました。それで、ぜひ八女市と交流をさせてほしいと、交流をしたいと実は申入れがっております。蘇州市も非常に積極的に考えていただいているようでございます。私もそういう関係もあるものですから、中国の福岡領事館長あたりとも十分交流を深めており

ます。

それからもう一つは、台湾からの要望が非常に強うございます。ぜひ八女市と交流したいと。台湾の領事館では、名称は違いますけれども、八女市を視察等もしっかりやってもらって、非常に積極的に八女市に興味を持っていただいております。

ただ、私もぜひ台湾とは交流したいという気持ちはもちろんございます。八女のライオンズクラブというのがございますけど、彼らも実は台湾との交流、台湾の一ライオンズクラブと交流いたしております。そういう関係もあって、いろんな意味で交流したいという気持ちはございますけれども、ただ、政治的な問題がございまして、非常にこれは難しい問題でございまして、特に台湾の皆さんは、八女市は中国と交友関係があるんだというのがありますし、中国は中国で、いろいろ問題点を持っておりますので、そういう面では慎重に考えてやらないと、国の考え方もございますし、県の考え方もございますので、その辺りは慎重にやっていかなきゃならないと思います。

今、観光振興課長からもお話がっておりますけれども、そのほかにも交流の要望が他の国もございます。今、私どもが交流をしておりますのは、トルコです。トルコ・シリア地震で5万6,000人の死亡者が出ました。これに八女市実は僅かですけれども、義援金を送らせていただきました。福岡に在住してあるムラートさんというトルコの方が、実はこの交流のことも手がけていらっしゃって、ぜひトルコと交流してほしいと、それは理由は何ですかといったら、トルコの紅茶と八女茶と交流しましょうというふうな話でございまして、いや、それはせっかくですけど、あなたがそういうことをおっしゃっても、実際にできるかどうか。本当にできるんですかと、せめて大使館の方ぐらいにお会いしてお話をさせてもらわんと、ちょっと判断がつかいませんねと私はそう申し上げておりましたけれども、そういう希望を持っている国もございまして、今後、議員おっしゃるように、海外との交流、いろんな面で、もうこれからは20年、30年後は、世界を理解しないと、世界の動き、状況を理解しないとやっていけない時代、だから、今の子どもたちのために国際交流を進めることは極めて重要ではないかと私も思っておりますので、十分念頭に置きながら進めていければと思っております。

○3番（坂本治郎君）

前向きに取り組まれているという御答弁をいただきました。すごく私もわくわくしております。引き続きよろしく申し上げます。

では、時間も押してきましたので、2つ目の質問に移ります。

ハラスメントに関しては、近年どんどん世間の目が厳しくなっていることをこの場の皆さんは認識していることだと思います。例えば、自分の部下や組織を鼓舞するために叱咤激励としてどなったり、熱血指導したとしても、受け取る人によっては恐喝、恫喝、強迫、ハラ

メントとして受け止められ、新聞などのメディアにでも取り上げられたりするようにもなりました。

ハラスメントには現在50種類あると言われていますが、何がハラスメントなのか分からないまま、どんどんやりづらさを感じている人もいらっしゃると思います。例えば、一昔前の高度経済成長期などのように、同質的な価値観で統制されていたほうが生産性の高かった時代もありました。しかし、冒頭で申し上げたとおり、産業の構造の変化や価値観の多様性が認められるようになり、それでは頭打ちどころか衰退を招いているという意見の知識人たちもかなり見受けられます。

まず、私の思いを申し上げますので、その後に市長の思いやお考えをお聞かせください。

冒頭で申し上げたとおり、八女市を未来へつなぐためには、これからの子どもたちが住みやすい、そして外に出ていった方々が帰ってきたいと思える八女市をつくる必要があると思います。そのためには、経済的な政策だけではなく、世の中の価値観の変化にも対応していくこと、立場の弱い人にも手を差し伸べられる社会になることや人々の心の健康を守り、住みやすい八女市をつくることへの努力は市の公益を守ることにもつながります。そのためには、ハラスメントやいじめなどの根絶のために市としても努力をしていくことが私は大切だと思っていますが、市長はこの点に関してどのような意識でしょうか、改めてお考えをお聞かせください。

○市長（三田村統之君）

大変重要な御提言をいただきまして、ありがたく思っております。

今、議員おっしゃるように、20年後、30年後の世界の情勢を考えてみますと、日本もその中に、世界の流れの中にはまらざるを得ないという環境になってくるんじゃないかと思っております。そういう環境を乗り越えていける子どもたちを育成していかなきゃならないということでございまして、そういう面では、次の時代を担う子どもたちに、しっかり現実を踏まえながら、自分の将来のことを考えていく、自分のふるさとのことを考えていく子どもたち、そして一番大事なことは、人と人との絆を大切にしていくこと、地域を大切にしていくことをしっかり教育委員会も、今、御答弁申し上げましたように、努力をしているところでございまして、そういう考え方で私どもも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（坂本治郎君）

通告にありました労働者の権利に関してですが、年次有給休暇を初めとした労働基準法は全職員に対してしっかり守られていますでしょうか、お聞きします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今言われましたように、法には遵守した上で対応しているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

市として管理職の方がハラスメントに関して勉強しているという取組はとてもよいことだと思います。これを市内の組織、学校教育、病院、商会議所や商工会、農協、PTA、消防署や消防団などありとあらゆる組織に広げていくことはできないでしょうか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

現在、市といたしましてハラスメントを含めた全ての人権課題の解消に向け、様々な機会を通じて、啓発活動を実施しておりますところでございます。

具体的には、市民向けの講演会、またセミナーの開催、関係団体や企業内で行われる人権研修への講師派遣など、こういったことをやっております。これらを通じて人権やハラスメントに関する事項について認識を深めていただいているところでございます。しかしながら、ここ数年、特にコロナ禍での2年間の開催中止や縮小、その後、昨年、5類以降後の今年度におきましても、講演会やセミナーへの参加者が以前に比べて少なくなっており、今後は市議会議員の方々のお力もいただきながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

ある程度何らかの押し、強制というのはよくないですが、何らかのこちらからのお願いしますというような、勉強してください、お願いしますというような姿勢、体制があったらいいのかなと思いました。

次の質問に入ります。

昨年の市民と議会の意見交換会にて、このような意見がありました。消防団や隣組など、過度な地域コミュニティの付き合いが主になっているとの移住者たちの声がある。政策や補助金の論点だけが移住者のニーズではないということを知ってほしいという御意見がありました。

私も移住者であり、このような声を実際にお聞きしています。本来強制ではないはずなのに参加を強いられる、これは縦社会による圧力とは違う、違う方向からの同調圧力という横のハラスメントだと言われます。これに関しては、誰が悪いということではないと私は思います。皆さんが皆さんそれぞれの立場で一生懸命やっているがゆえに起こってしまう現象だと私は受け止めています。こういったコミュニティ内で起きてしまう事故により、地域社会

において住みづらさを感じている人もいます。

松尾副市長にお聞きします。そういう声や問題を認識されていますでしょうか。どのようにお考えか、お聞かせください。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

移住・定住所管の課長を七、八年ほど前に私もやっております、地域おこし協力隊員を受け入れて、いろんな悩みを聞くことがございました。やはり移住してきますと、違う文化の中に入って来るぐらいの違和感を感じながら来られる方もありますし、その違和感を受け入れられるのか、それとも受け入れずにそれを圧力と感じるのか、人それぞれでございました。

私もこの八女というところは農村社会で、どっちかという人を出すばかりで、行ったり来たりをするようなまちではないということもあまして、地域文化というのが非常に根深く残っていると、独特のものです。ですから、来た人に対する対応というのが非常に難しい、あまり得意じゃない地域なんだろうなと思っています。

隣組とか自治会の話、あるいは消防団の話とかも、それぞれの組織の中で培われた文化がありますし、そうしている理由もしっかりありますから、それに対して受け入れる側も、入る人も、どんなふうを受け止めるかというのが問題なんだろうと思っています。自分は自分、人は人とちゃんと区別ができて、きちんと分別がついてやれるかどうかということだろうと思っていますので、それに対してどう思うかという話ですが、私自身は答えを出すのは非常に難しいなと思っています。この1時間ぐらいの議論では出ないような、議員が冒頭おっしゃったように、多様性というのを認めていく文化というか、そういったものを粘り強く時間をかけて努力を続けていくしかないんじゃないかという一つの答えをもう既に坂本議員言われたんじゃないかと、私もそれに尽きるんだろうと思っていますので、そういったところを地道に重ねていくことが大切なのかなと思っています。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

私もこれは非常に難しい問題であり、努力をするしかないと思っています。

少し話は脱線しますが、こういった言葉があります。ノイジーマイノリティーというのが少数の声の大きい人たち、そしてサイレントマジョリティーというのが声を上げ切れない大多数の人たちが思っていることです。

先日の三角議員の一般質問で言及されていた、九州一幸福度が高い町と今言われている大刀洗町は、私の生まれ故郷であり、誇らしく思っているわけですが、そんな縁もあり、個人的に話を伺いに行ってきましたが、大刀洗町では、これまで12年間、サイレントマジョリ

ティーの声を聞くという点において、あらゆる政策がされているということがうかがえました。この点を反映させた意見はまた次の一般質問にて発言させていただきます。

話を戻しますと、市民との意見交換会でこの方が言っている声はサイレントマジョリティーであり、多くの人が思っているけど、言い切れない声だと私は理解しています。

消防団関連に関して質問させていただきますが、私の昨年9月の一般質問でポンプ操法大会に関してアンケートを取ってほしいという御意見をさせていただきましたが、その後の進展はどのようになりましたでしょうか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

昨年9月の定例会で坂本議員がおっしゃいました一般質問のうち、ポンプ操法大会に関するアンケート調査の件につきましては、私のほうから八女市消防団へお伝えをさせていただいたところでございます。現段階でアンケート調査は実施されていないと伺っておるところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

傍聴の皆様は勘違いしてほしくないのですが、私は、消防団は地域の安全と安心を守り、近年希薄になっていく地域コミュニティの場として必要な組織であり、尊重していますし、訓練は必要だと発言しています。私が指摘しているのはポンプ操法大会に参加することによってどうしても生まれてしまう弊害です。もっと効率的なやり方があるんじゃないかと多くの人が思っているながらも、伝統のある強固な組織であるため、多くの団員はそこに意見ができません。そして、その犠牲の多くは子育て世帯の最も貴重な時間です。

こちらにこういった資料を持ってきました。岐阜県では、県が主導で団員にオンラインによるアンケートを取ることで、各自治体でもポンプ操法大会を廃止されているところがあるようです。私が手元に持っている記事は岐阜県飛騨市のものになるのですが、そして団長から団員まで岐阜県全消防団員2万人の中の5,000人にアンケートを取った結果を読み取っていくと、ポンプ操法大会を評価している、満足している人は7%のみです。立場が上であるほうがその数値は高くなり、立場が下である者に従いその数値が下がる傾向があります。また、千葉県のアナウンスもネット上にありましたが、こちらも似たような結果です。声を上げづらい人たちの声を常日頃から聞いている私から申し上げると、もし八女でも実際にアンケートを取って見たら似たような結果になるだろうと私は思います。

当然やりがいを感じている人もいるものであり、防災という正義のかさを着て情熱を持っている方のほうが声は大きい、その空気感がつくられているので、サイレントマジョリティーはさすがに意見ができません。そして、その人たちは声を上げれずに我慢している、

その人たちは現役の子育て世帯とその家族です。もしくは、防災に参加しないことを地域に協力したくないというふうに白い目で地域から見られたくなくて、八女市から出ていっている人がいるというのも私は聞いたことがあります。

市長への質問です。課長からもお願いされましたが、再度市長のほうからお願いいただくことはできないでしょうか、お願いします。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、消防団組織の活動というのは、極めて地域のためはもちろんですけれども、八女市民のためにも大きな役割を担っていただいていることは御承知のとおりでございます。しかし、それぞれ消防団員の皆さん方お一人お一人、いろんな面で共通しない部分もたくさんあるかと思えます。ですから、いろんな意見があることは承知をしておりますし、行政としては、できるだけそういう悩みとか不安に対する支援をしたいという気持ちは十分ございますけれども、やはり全体的に消防団の組織の基本的な考え方があると思うので、それから外れて八女市だけというわけにはいかないところも実はございます。

したがって、もしアンケートを取るということになれば、それは行政ではなくて、消防団で取っていただくことが私は大事じゃないかなと思っておりますので、その際よく御検討いただきたいと思います。

○3番（坂本治郎君）

市独自では難しいということは了解しました。

このアンケートに関しては、岐阜県と千葉県のアンケートということですが、では、福岡県のほうにお願いという形ではできないでしょうか、お願いします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

一応こういう意見が議会から出ているということでお話しすることはやぶさかではございませんので、しても結構だと。ただ、アンケートを……（「議会じゃないですよ」「一人の議員から出ている。議会からじゃない、議員から出とるだけでしょうが」と呼ぶ者あり）

議員からということでございますので、御意見としては聞いてみたいということ是可以すると思えます。

○3番（坂本治郎君）

もちろんあくまで一人の議員の意見でありますし、差し支えない範囲でどうかお伝えいただけたら、私はありがたく思います。

次の質問です。

(3)の問いに付随しまして、ここにいる皆さんにとっては、このテーマに関して、公になっている方なので周知のことだと思いますが、私と同世代である隣の筑後市の女性議員の

方に直接話を伺いました。新人として出馬されるときに、恫喝やパワハラとも言える言動をたくさん受け、本当につらい思いをされたとのこと。本当に怖かった、物すごく震えながら勇気を出して声を上げたとのこと。御尽力いただいた方々の働きかけもあり、県の議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する流れに至った経緯を伺いました。こういった先人たちの勇気だったり、先輩議員にも恵まれたおかげで、この中では私は比較的若年層であり、その対象者になり得たかもしれない私ですが、議会内ではそのような目に遭っていません。

しかしながら、民間ではどうしてもアップデートが追いつかない方もいらっしゃいますし、出るくいは打たれる空気感というものが強く、私も出馬するときはそれなりに嫌なことを言われたりもしています。もちろん、出馬される皆さんもそれぞれにプレッシャーを感じるのは当たり前だと思いますが、私にとって選挙期間中は怖くなり、2回ぐらい倒れて寝込んだりしてしまうぐらいの重圧でした。実際に体験してみて思ったのが、これが若い世代の候補者がいない理由だと肌で体感しました。

副市長にお聞きしたいのですが、一つの指標として現在八女市議会には無所属の女性議員がいません。本来は25歳以上で八女をよくしたいと思っている人であれば、誰だって自由に出馬していいはずなのに、実態はそうはなっていない。この現象は本当に八女の公益を損なっていると私は思います。このことについていかがお考えでしょうか、担当副市長お願いします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えします。

政治の分野に限らず、あらゆる分野に女性の進出を図っていくというのは、今、世の中の流れでございますし、そうすることが健全な社会の一步だというふうに思っていますので、大いに出馬をしていただき、政治に参加していただきたいというのは当然思っていることでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

今年は市長選もあります。そこにチャレンジしたいと思える人がチャレンジできる、そして今後は若い世代も、女性立候補者もチャレンジしたいと思える人がチャレンジできるように私も力添えしていきたいし、そういった八女市になることを目指していただきたいという思いをお伝えし、次の質問に入ります。

再度副市長にお聞きしますが、市としての全体の底上げとしてのハラスメント防止条例も当然ないよりはあったほうがよいと思いますし、それは市として努力しているという市民へ向けたメッセージとなり、周知することにもつながります。伝統的価値観の色濃く残る

八女の風土をもって八女は保守的だから仕方ないでは済ませずに、それでも改善しようとする何らかの努力が必要だと思います。

過去のスキャンダルだと思われるような記事も私は幾つか目にしていますし、不安に思っている市民もいます。二度とこういうことを起こさせない取組が私は必要だと思います。この点に関して何か御意見をお願いします。

○副市長（松尾一秋君）

市長からも答弁がありましたように、現在ハラスメント条例については検討していないということです。今、個別の案件につきましては、個別の担当課が人権だとか人事だとか、あるいは企業だとか、いろんなところで起こっているハラスメントについてはそれぞれ対応しているという実態がございます。

議員おっしゃるように、条例として定めていくほうがいいのかどうか。ハラスメントの定義というのは一体どのようになっているのか。冒頭おっしゃったように、50種類を超えるようなハラスメントがあるという中で、どのようなものにしていくのか、非常に条例となると技術的な難しい問題がございますので、なかなか検討に入れないというのが事務的なレベルでの実態でございますので、そういった御理解をしていただければというふうに思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

最後の質問となります。まずは事例紹介となりますが、徳島県海部町が日本一自殺率の低い町として注目されています。このことを話し出したら、このように1冊の本になってしまいますので、物すごく簡単に町の特徴を私なりに要約しますと、いろんな人がいてもよい、いろんな人がいたほうがよいと多様性を尊重し、異質なものに対する偏見が少ない。年長者だからといって威張らないという雰囲気がある。何らかの組織やクラブに入るとき、誰かに義理立てして入会したりという発想は全くなく、退会の自由もある。主体的に政治に参画する人が多く、自分たちの町を自分たちの手によってよくしていこうという基本姿勢がある。悩みを抱えたときに誰かに吐き出せという空気感があり、鬱の受診率も高い。助けを求めやすい環境である。自殺が少ないというと、住民が深い絆で結ばれているような印象があるが、海部町ではむしろ、隣人間の付き合いにねちねちした印象はなく、基本的に放任主義、必要があれば、最低限援助するような淡泊なコミュニケーションが多く見られるそうです。物すごく今の時代に即した、住みやすそうな町だと、これを読む限りでは思いました。

田舎移住ニーズは年々増加していますし、政府も後押しをしていますが、これから田舎移住を考える人たちは、保守的な空気感のある田舎社会に移住することに不安に思っています。そういった方々が最も安心して移住したいと思うのはこういう町です。こういったところか

ら、八女市も何かを学び、市政に反映させていただく方針を取ることにはできないでしょうか。市長、御答弁をお願いします。方針を取ることができないでしょうか。

○市長（三田村統之君）

大変現状に合った重要な課題だと思いますけれども、現時点では具体的に検討はいたしておりませんし、これから念頭に一応置かせてはいただきます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。私の質問は以上となります。

なかなか答弁が難しい、答弁に困る質問だったかと思いますが、御答弁ありがとうございました。

今回の私の一般質問テーマは、私が議員になる前からずっと思っていた、八女市に変わってほしいというところでした。それを今回この場で声を上げ、自分の思いを伝えることができました。今、もしこれを聞かれている傍聴の方で、市に何かを申したいという方がいれば、傍聴するだけではなく、勇気を持ってぜひ立ち上がってほしいです。もちろん、山を動かすような難しい問題だろうということは理解していますし、ここで発言するだけでは不十分だということも理解しております。住みたくなるような八女の未来をつくるため、今の自分にできることをしっかりと考え、地道に尽力していきたいと思います。

これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

3番坂本治郎議員の質問を終わります。

13時20分まで休憩します。

午後0時21分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

11番田中栄一議員の質問を許します。

○11番（田中栄一君）

皆様こんにちは。11番田中栄一でございます。よろしくお願いたします。傍聴席においでの皆様、それから、ネットで御視聴の皆様、お忙しい中ありがとうございます。

まず初めに、正月に発生した能登半島地震により亡くなられた方や被災された方々に、心から御冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。また、一日も早い復旧復興、お祈りを申し上げます。

それでは、令和6年6月に改正食品衛生法が完全実施される、漬物生産者の支援をどう考えているかについて質問いたします。この件に関しましては、令和4年6月定例会でも質問

しましたし、本定例会においても同僚議員が質問されておりますので、重複することがあるかもしれませんが、御了承いただきたいと存じます。

本年6月をもって、いよいよ食品衛生法の一部を改正する法律が全面施行され、漬物関係の製造販売については、今までの届出制から許可制に変わります。加工場の許可を受けるには、HACCPの厳しい基準をクリアしなければならず、個人で、しかも高齢者の方がほとんどの中で、改装あるいは新設するためには相当の自己資金を必要とし、廃業する方が相当数に上ると考えられるため、支援はできないかと、さきの6月定例会においては一般質問しました。

福岡県では今になって助成制度を打ち出しておりますが、遅過ぎる感は否めません。また、制度を利用するためには、個人ではなく、3人以上の団体であること。多くの書類提出が必要である、負担が大きい。それから、4月以降の改装発注となり、継続した販売ができなくなる。老後資金を捻出してまで投資できないなどにより、果たしてどれだけの方が制度を活用し事業を継続されるか、疑問視するところでございます。

今回は、令和4年6月定例会で質問した内容の振り返りと、その後の市の取組などについてお尋ねするとともに、県の助成制度について、市としてどう受け止められているのか、市の追加支援は考えられないのか、あるいは市の遊休施設を農産物加工の施設として活用できないかなどについてお尋ねしたいと思います。

詳細につきましては、質問席より順次質問いたしますので、前向きな答弁をよろしく願います。

○市長（三田村統之君）

11番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

令和6年6月に改正食品衛生法が完全実施される、漬物生産者の支援をどう考えているのかというお尋ねでございます。

令和4年6月定例会で答弁された、窓口の検討や実態把握調査の検討、県との連携調整はなされたかという御質問でございます。

食品衛生法に関わる業務については、関係する部署が連携して対応いたしております。市民の方より相談等があった場合は、関連部署で相談等を受け、相談者に寄り添って意見や実情を伺い、内容に応じて関連機関を紹介させていただく等の対応を行っております。

また、改正食品衛生法に伴う影響の実態把握につきましては、JAふくおか八女、八女商工会議所、八女商工会等の関係機関及び個別に農家や事業所と意見交換等を行っております。

県との連携調整につきましては、県と市が必要に応じて情報交換を行っております。

次に、福岡県では基準厳格化の廃業回避のため、手作り漬物に助成する制度を設ける方針であるが、市としてどのように受け止めているか、また、市独自の追加助成は講じないのか

という御質問でございます。

食品衛生法の改正により、福岡県では漬物生産者への支援策として、今後、農家グループを対象に、漬物の製造販売に必須となる営業許可の取得に必要な設備投資に関わる経費を支援する事業が行われる予定です。

市といたしましては、漬物を生産されている農業者がこれまでどおり活動を継続するための支援が必要であると考えており、今後、営業許可の取得に必要な支援策を検討してまいります。

次に、市の遊休施設を整備し、貸し出す方法は考えられないかという御質問でございます。

閉校後の小中学校の校舎ほか遊休施設については、民間などの利活用も含めて、市といたしましても積極的に有効活用を図りたいと考えております。施設整備が必要な場合は、県の支援策等を活用することが考えられます。

以上、御答弁を申し上げます。

○11番（田中栄一君）

まず初めに、令和4年6月定例会で答弁された、窓口の検討や実態把握調査の検討、それから、県との連携調整はなされたかということについてお尋ねしたいと思います。

令和4年6月定例会では、市で対応する窓口の必要性についてお尋ねいたしました。農産物生産加工の点では農政関係、それから、販売事業として捉えれば商工関係、地域づくり、あるいは居場所づくりとして考えればまちづくり関係などの部署が考えられますが、答弁では、食品衛生の面が法改正の根幹であり、今のところ、所管が市にはない。どこが適切なのか、終末点なのか、入口なのか整理する必要があり、検討するといった副市長の答弁であったと思います。

今回の答弁では、関係部署が連携して対応し、相談者に寄り添い、内容によって関連機関を紹介させていただくとのことですが、ただ、市民には関係部署がどこなのか、迷われると思います。そういったことで、一元的に相談窓口を明確にしておくべきだと私は思っております。

全国の自治体では、漬物を作り続けたい生産者の背中を押し、アドバイスする人がいるのが大切と、市職員が個別対応したり、専属職員を配置するなど対応している自治体もあります。八女市の場合は、食品衛生業務は県の業務だからということで、そういった対応が取られていません。本当にそれでいいのでしょうか。業務から見ればそうでしょうけれども、市民に寄り添って、市民の役に立つところが市役所であるならば、一元的に相談に乗る窓口も必要だと思います。この点について松崎副市長、いま一度お考えをお尋ねします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

先ほど市長答弁がありましたように、それぞれのお漬物を作られてある、その形態等が様々でございます。一括してというのはなかなか難しかった部分がありますので、農業者グループでされてあるところは農政関係、なりわいとしてやられてあるところについては商工関係、それ以外については、随時問合せがあれば、そこは横が連携してフォローできるようにということで、これまで対応させていただいたところでございます。

○11番（田中栄一君）

法人化されて、農産物を購入されて加工されているといったところについては、確かに商工の関係だと思えますが、市内の漬物を生産されている、私は今現在、個人でされている方を対象に御質問しているわけですが、農産物加工という点から見れば、生産から販売までの6次産業化を農政部門が担っております。そういった中で農業分野のエキスパートだと思っていますので、一元的に相談を受ける窓口としては、私自身としては農業振興課が適切ではないかと思っておりますので、提案をしておきます。

次に、実態把握についてです。

前回の答弁では、個別の細かい業種ごとの実態把握は難しく、漬物製造業の詳しい状況は把握できていないということでした。今回は、JA、商工会議所、商工会等の関係機関や個別農家、事業所等との意見交換を行ったとのことでございます。個別農家や事業所との意見交換の概要、併せてどういった意見が出たのか、お尋ねしておきます。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

商工部門としましては、事業所というところになってきますけど、商工振興課として管轄しております事業の中で、伝統工芸館の駐車場をお借りして、毎月第2、第4日曜日に軽トラ市というのを開催させていただいています。その中で漬物を出品されています事業者の方がおられますので、その方にお伺いするような機会を設けさせていただいている状況でございます。

併せまして、商工会議所、商工会につきましては、どちらかという企業様になりますので、もう既に今回の改正の内容についてはクリアされているところが多いもんですから、今回の改正に伴うということでは、ちょっと御意見としてはいただいている状況でございます。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

農政部門につきましては、県の普及指導センター、こちらが大体女性農業者の支援とかも行っていますので、それと併せてJAですね、こちらのほうとの意見交換をしております。販売所を中心に、農業者の方にとっては大変重要な一つのなりわいというか、所得、そう

いった部分の認識は共有しておるところでございます。その中でどういう問題があるのかということで話をして、やっぱり安全面であったり、施設の管理面であったりという部分の話はしておりますが、具体的な支援策までは至っていないところでございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

ありがとうございました。そういった方からも切実な意見はもっといっぱい出ていると私自身は認識しておりますけれども、私自身のところにもそういった切実な意見が、要望が参っておりますので、そこら辺は十分受け止められて、そういった方々に不足がないようにお願いしたいと思います。

それから次に、私が令和4年に南筑後保健所担当から聞き取りした結果でございますけれども、4月現在で漬物製造業の許可を受けられている八女市内の状況は、当時、法人1件、団体1件、個人2件と紹介したと思いますが、その後、黒木町でも3件の個人の方が営業許可を取られたと聞きました。

一昨日の同僚議員の質問の中で、南筑後保健事務所管内での漬物製造に関する八女市の届出数、許可数について答弁がありましたけれども、再度確認したいと思います。数値のほうをよろしくお願いします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

1月31日現在で、35件の方が今回の許可を取られているとお伺いしております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

届出件数は91件でよろしかったですか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

届出につきましては、令和3年5月31日——改正食品衛生法が施行される前日——現在で91件とお伺いしております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

やられていた方が91件で、そのうち、許可を取られた方が35件ということでございます。もうこれから先、この35件以上のあれが、1月ですから出られるかもしれませんが、そうそう増えるものではないと。ということになれば、半数の方が廃業される決意を固められたということで認識いたします。

それから、県との連携調整ですけれども、前回答弁では、県との連携が図られるのであれば連携させていただき、今後の周知などについて研究していきたいということでございませ

た。今回は、県と市が必要に応じて情報交換を行っているという御答弁でございますけれども、情報交換の内容についてお尋ねいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

県との連携で情報交換という形になりますけど、例えば、どちらからか連絡して意見交換をしているような状況でございます。私のほうからは、今回の件数の問題でありますとか、許可が実際どういうケースなのかというところはお伺いしておりますけど、実際的に申し上げますと、具体的な現場に行ってみないと分からないという御回答をいただいているような状況でございます。そういうふうに必要な場合にお互いに——お互いといっても、県からこちらにかかってくることはほとんどございません。

ただ前回、議員が質問されました後、令和4年8月号の市広報だったと思いますけど、そちらのほうに県からいただきました情報を掲載させていただいて、周知を図らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

件数の確認とか、あるいは許可の内容——許可の内容についてはケース・バイ・ケースでございますので、なかなか連絡しにくいと思います。

それから、広報の件は私も承知しております。

それから、八女市民の生活や生きがいに関わることだということで考えております。今回のいろいろにかかわらず、市からもやっぱり積極的にアプローチすべきと考えておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、現に加工販売している方や、これから取り組もうとしている方への周知についてです。

先ほどお話がありましたけれども、前回は一般質問後に、広報八女8月号で市民向けに広報していただいております。ただ、もう僅かな紙面でございますけれども。これが津々浦々まで周知ができていたとは私自身は思いません。無人直売所に出品されている方もおられますけれども、そういった方については漏れる可能性があるんじゃないかと思っておりますので、これが法の改正を知らないままでやられますと法を犯すことにもつながりかねませんので、そういった施行が目前に迫る中で、再度周知する必要があると考えております。再度、広報八女や市のホームページなどで積極的に周知されるべきだと考えますが、対応していただけますでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

先ほどの県との情報交換の部分で言うておけばよかったんですけど、先ほど言いましたとおり、今回の食品衛生法が改正される前、福岡県のほうに届出をされる方は91件おられました。この方たちには県のほうから直接案内の文書が行っているという状況でございますので、91件の方たちが今回の対象にかかってくると思いますので、御理解いただいているのかなと思います。

私が先ほど申し上げました軽トラ市でお話をした方も、それは保健所が来とるばいというお話もいただいていたので、そういった部分は周知がいつているのかなと思いますし、ただ、今後この許可を取ろうと考えられる方がおられると思いますので、その辺は県のほうと情報交換をしながら、どういう記事がいいのか、広報で知らせたほうがいいのか、それとも、FM八女などの媒体を使ったほうがいいのか、そういったところを含めて考えさせていただければと考えております。

○11番（田中栄一君）

よろしく願いしておきます。次の質問に進みます。

福岡県では基準厳格化での廃業回避のため、手作り漬物に助成する制度を設ける方針であります。これはもう実際に進むと思いますが、市としてどのように受け止めているのか、また、市独自の追加助成は講じないのかということについてでございます。

漬物加工されている方は、一部ではありますけれども、漬物を作るために農地を管理し、ふるさとの味を守り、生きがいを持って取り組んでおられます。しかし、農産品の加工をされる方が高齢化し、いずれ漬物の作り手が消滅してしまうかもしれません。漬物の作り手を守り育成することが直売所などの店舗を守ることであり、地域経済の活性化と生きがいの創出、それによる元気な高齢者を育み、ふるさとの味の存続につながっているのではないかと思います。

秋田県横手市はいぶりがっこが特産品でございますけれども、2021年のアンケート結果では、158人中、食品衛生法の完全施行後も作り続けたい人は10人ととどまっております。そこで、県の補助制度に上乘せして、設備の導入や改修を補助するなどの努力の結果、昨年5月のアンケートでは、187人のうち、約半数の92人が継続の意向を示されたそうです。ほかの方は様々な状況があつてだと思えますけど、まだ1年ありましたので考慮中だということもあつたと思いますが、こういった生産者の背中を押してアドバイスされた努力のたまものではないかと思います。

市長は、漬物を生産されている農業者がこれまでどおり活動を継続するためには支援が必要である。今後、営業許可の取得に必要な支援策を検討していくと答弁されております。2年前にこの答弁が聞けたら廃業を取りやめる方が少しは減少したかもしれんということで、大変残念に思っております。

現在の商工振興課、あるいは農業振興課所管の既存補助事業は、法人もしくは団体に限られて—厳密に限られているということではございませんが、そういった方向だと思いますが、ここで市民の皆さんも意外と御存じないと思いますので、既存事業の補助制度について内容の説明を求めたいと思います。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

まず、農業者向けの既存の事業となります。

農村女性活動推進支援事業というものがございます。こちらにつきましては、対象が女性農業者のグループ、この活動の推進を目的として支援を行うところでございます。具体的には農産加工品事業ですね、漬物を含む、過去の実績でいいますと、ジャム加工とか、お茶の加工とかいうのにも活用されておりますが、そういう農産開発の事業の支援としまして、加工品の開発に携わる委託料とか、会場使用料、機械器具の使用料、また購入費、こういったものについて、500千円を上限として2分の1の補助をやっているところでございます。

なお、この事業については、女性農業者の活動を推進するという観点が主観となりますので、機械器具のみの購入の場合は、500千円の限度額が250千円まで引き下がるという内容になります。

もう一つ、2点目の補助事業といたしまして、農産加工品開発モデル事業、こちらも漬物に限らず、農産加工の開発を行うときの市の事業となります。こちらは女性に限らず、農業者のグループを対象としております。6次産業化のきっかけになればというところに主観を置いているところでございます。

支援内容については、試験研究を行うための材料費、機械器具、視察研修の旅費とか研修費用、こちらについて200千円の補助を行っているところでございます。

以上となります。

○商工振興課長（山口幸彦君）

商工振興部門としてお答えをさせていただきます。

既存の事業としましては、新しく起業される方や新しく事業を展開される方、こちらの方につきましては新規創業・新規事業展開補助金というのを実施させていただいています。また、新商品の開発に取り組む方につきましては、ものづくり推進事業補助金といった部分がございます。そういった部分の補助金を活用していただきまして実施をしていただいておりますが、補助額につきましては2分の1になります。ただ、500千円の上限額があるという状況でございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

朝倉郡の筑前町ですね、ここでは農産物加工所設置費補助金として、住民台帳登録者、それから、町内農産物直売所への出荷者並びに食品衛生法に係る営業許可を受けている者、または受ける見込みの者であるということで、法人団体のみならず、個人への助成もされているようです。

今御説明いただきました事業、4つですかね、これは内容を見てみますと、確かに個人または法人と書いてございますが、まず、新事業であるということが1つ条件があるかと思えます。それから、ほかには既存の商品とは異なる使用価値を有しとか、そういう部分で、私が申し上げておる漬物製造業の方にとってはなかなかハードルが高い部分があるんじゃないかなと思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

新事業展開やものづくりというところの事業についてどうなのかという御質問だと思いますが、状況的にどういう状況の方なのか、ちょっとケースが思い浮かばないんですが、農業の方というのはちょっと考えにくいので、例えば、雑貨屋をやられている方が、じゃ、新しいお客様を呼ぶ手段として、自分の近所で評判の漬物を一緒に売ってみようとか、そういうちょっと方向性を変えてみたりというところでされるということであれば検討の対象になると思いますし、併せて、いろんな部分でちょっとまだ状況を見た中で、満たすかどうかというのは考えさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

先ほど私が説明しました農業者向けの2つの事業につきましては、女性グループであったり、農業者グループであったり、実際、漬物を製造しまして、道の駅とか直売所に出されている方の活動とは少し乖離するような形になるかと思えます。今回示されております、内容は詳しく示されてはおりませんが、打診されております県の事業、こちらのほうを精査しまして、今後、そこら辺カバーできるのか検討させていただきたいと思っております。

以上となります。

○11番（田中栄一君）

市長にお尋ねします。

今まで申し上げましたように、なかなか新事業とか、あるいは新商品、それから、個人という部分にハードルがちょっとあるようでございます。やはり八女市でも、漬物製造に携わっておられる事業者は個人が大半でございます。そういった中で、法人や団体を対象とした既存制度にこだわらず、個人への市の追加助成を考えていただきたいと思います。私としては思っ

おりますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

規定では3人以上というのが基準になっておりますけれども、今、議員おっしゃるように、一人で生産されている農家の女性の方々もいらっしゃるだろうと思います。

先ほど答弁しましたように、県が6月6日から新規の事業をスタートすることになります。これは補助金を助成するということになっておりますけれども、個人でやられている方がどの程度いらっしゃるのかね。それと、やっぱり県全体で、県が基準をつくって新規事業としてやっている条件から、またプラスしてやらないかということになりますから。しかし、今、議員おっしゃるように、長年生産に携わっている農家の女性の皆さん方の努力というのはしっかり認識していかないと、今後の検討課題にさせてもらいたいと思います。

○11番（田中栄一君）

県のほうは3人以上のグループということで、今、市長からは、県の制度は6月6日という発言がありましたが、これはまだ県のほうもはっきりしていないんじゃないかなと思っておりますが、どうですか、副市長。先ほど市長が6月6日と明確に言われましたけど、訂正されるならば今のうちですよ。

○副市長（松崎賢明君）

僭越ですけれども、市長の制度の改正と、県の事業と、私、令和6年6月とか、ちょっとごっちゃになりますので、改めて整理させていただきますと、法改正が完全スタートするのが令和6年6月から。それで、県の事業は、現在新年度予算として、令和6年度事業として予算提案されているということですので、これは議決を受けられた後、県からはそれぞれのところで説明会を開くというお話を伺っております。その説明会の内容を聞かないと、先ほど農業振興課長が答弁させていただきましたように、どこがさらに支援できる部分かというのは明確になりませんので、県の事業の動きを、推移を見させていただきたいと思っております。

○11番（田中栄一君）

6月6日でもう決まっておるならば、県に対して大変失礼なことになるかなと思いました。いずれにせよ、県は3人以上の団体ということではっきり打っていると思います。これは新聞記事ですけど、3人以上の団体ということで公表されましたので、要するに、個人に県はしないということは明確だと思います。そこで、県から漏れた人を救う、そういう考えも持ってほしいということをお願いしておるわけです。そこら辺、十分御配慮いただきたいと思っております。

次に進みます。人材育成の問題です。先ほどの話とは真逆になるかもしれませんが、

人材育成の点からちょっとお尋ねしておきます。

継続性を考えると、個人ではやっぱり、高齢者ですから先細りになる可能性が高いと思っておりますし、かといって、誰が後を継いでやってくれる人を探して育成するのかと、なかなか難しいし、困難な状況だと思っております。

市民の方の言葉を紹介しますと、現に漬物加工している人たちがグループをつくっても、個人の作り方を、要するに味ですね。これを守るために、なかなかうまくいかない。それから、商品に対するクレームは全て代表責任者が対応しなければならないので、グループ化も必要であるが、うまくグループを育てるためにはオーガナイザー——まとめ役ですね。こういった方が必要であるという話をされておりました。

後継者を育てるためにも、これは行政指導により助言指導を行うなどの支援策を講じて、オーガナイザーを育成して、グループの立ち上げを図るということではできないものではないでしょうか。お考えがあれば答弁をお願いいたします。これは両課はちょっと無理だと思いますので、松崎副市長お願いします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、個人で作られてあるところの味を守る。ただ、今度3人とか、明確ではありませんでしょうけど、個人単位で幾つもそういう施設があるほうが効率的なのか、そういうところもあると思います。その中で、代表者が1人責任を負うとか、そういう問題がまた当然出てくると思います。

ただ、そういう面については、普及センターのほうで加工の技術指導とかも行っておりますので、そういった御意見とかお力を借りながら、まして今回の基準が、議員おっしゃいましたHACCPがベースになっておりますので、そこで一定の安全性は確保できると思います。さらに、それに持つ技術を、そういった普及センターの力を借りながら継続していけるようにという手法は取れていって、そこは支援していけると考えております。

○11番（田中栄一君）

やっぱり農業問題にしる、林業問題にしる、後継者という問題が非常に今クローズアップされておりますので、こういったいろんな商工業の関係についても後継者がなかなかできないということで、そこら辺ひとつ力を入れていただいて、こういったところにもお願いしたいと思います。

次に、農地保全関係でございます。

市内の漬物で主なものは、梅干しとか高菜漬け、ラッキョウ漬け、たくあんなどが挙げられると思いますが、これらの原料を生産するためには、少なからず農地の保全が行われているということでございます。廃業されれば当然、これらの農地も耕作されずに放棄され、い

ずれば荒廃農地と化してしまうわけですが、こういった農地保全策としても支援することは、この漬物とか、そういう原料を作られるために支援をすることも重要ではないかと考えます。農業振興課長のお考えをお尋ねします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、自家採取の原料の方で、家の周りの農地で取れたお野菜を使つての加工が多いかと思っております。そこで、法改正に伴いまして漬物製造を引退された場合に、そちらのほう荒廃農地になっていくんじゃないかなということ、農業振興課としても荒廃農地の対策として非常に心配しているところでございます。

一方、例えば八女市内でいいますと、道の駅、そういった部分では旬の野菜の販売取引が盛んに行われておりますので、できる限りそういう農地の利活用の観点からも、漬物が一番いいとは思いますが、季節のお野菜を作って土地の利活用を進めていただきたいと思うのと、あとは、生きがいであったり、楽しみであったり、そういった部分で漬物を漬けられる部分については販売免許、製造免許は要りませんので、ぜひこのまま続けていって、農地のほうも利活用を継続していただきたいと思っているところでございます。

以上となります。

○11番（田中栄一君）

今、生鮮食品としての道も考慮してほしいというお話だろうと思いますが、消費者ニーズに合う規格をつくらないと、これはなかなか持ち込めないという、訳あり商品ばかり持ち込むわけにはいきませんので、そういった部分では、なかなか生鮮食品への転換というのは図れないかなと。だから、そういった訳あり商品を使うあれがないから漬物とかに加工して、今やっというらっしゃると私は理解しております。そこら辺のすみ分けをきちんとやってほしいと思います。

次の質問に進みます。市の遊休施設を整備し、貸し出す方法は考えられないかということでございます。

市には、使用目的が終了した建物施設が普通財産として多数管理されています。この遊休施設の利活用につきましては、市内の公共施設あり方検討委員会で協議されていると思いますが、このような施設を整備して貸し出す、あるいは共同利用されることで財産活用を図ることも一考されると思いますが、いかがでしょうか。

市長答弁では、積極的に有効活用を図りたい、施設整備については県の支援策等を活用することが考えられるとの答弁でございました。さきの横手市では、県補助への市補助金の上乗せとともに、施設の共同利用も進められております。市の施設に製造保管場所を増設して、共同利用ができるようにされてありますし、指定管理施設の道の駅では、出荷者が共同でい

ぶりがっこが作れるように元給食センターを改修されております。また、JA富士伊豆では、市の補助金を活用して共同加工場をつくり、個人では改修が難しい小規模生産者の支援につながられております。

道の駅たちばな、地元ですけれども、さきの質問では、個人事業主には50千円の補助をしていきたいというお話を聞きました。ただ、これだけでは出荷者が激減するおそれがあるために、加えて共同加工場の提案があったそうですが、残念ながら見送られているようでございます。今日、立花支所長がお見えでございますので、この点についてちょっとお話をお伺いしたいと思います。

○立花支所長（持丸 弘君）

お答えいたします。

道の駅においては、道の駅の上のほうに活性化センターというのがございます。こちらは指定管理施設になりますけれども、こちらのほうを貸し出して漬物の製造をしていただいて、出荷していただくということをお考えしております。

そこらで問題になるのが、事故等があった場合、1人の方が事故を起こされた場合、1人の方だけじゃなくて、そちらを利用した方が全て出荷できなくなるとかいう問題が発生するかと思います。そういう問題がございまして、そちらの整理が必要になってくるかと考えております。

○11番（田中栄一君）

今、道の駅の上の段にあるやつでしょう。あそこを今何か改修してやられるというお話ですが、これは道の駅自体がやられるんじゃないかと、ある方がやられるということよろしいですか。ちょっとそこが分かりませんでした。

○立花支所長（持丸 弘君）

こちらの道の駅の個人さんで行われるということ。

○11番（田中栄一君）

ちなみに、補助金を50千円出されて、道の駅の出荷者が何名ぐらいおられて、そのうち、この補助を利用して施設の改修とかされたような数値はわかりますか。

○立花支所長（持丸 弘君）

道の駅たちばなにおきましては、議員御承知のとおり、独自に漬物製造のほうに補助金を支給しております。現在、支給を受けられた方につきましては、6名ほどおられます。こちらの補助事業が令和6年3月末までになっておりまして、それまでに受けられる予定の方があと7名ほどおられますので、合計13名の方が助成を受けられる予定になっております。

（「出荷者は」と呼ぶ者あり）出荷者は66名いらっしゃいます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

66名中13名が施設改修で補助を受けられた。66名の中には個人で営業許可をもらってある方もいらっしゃるんじゃないかと思います。私にも具体的に元木屋小学校ですね、ここの調理室を借りられないかという相談がありましたので、支所を通じて調査をさせていただきました。現在は企業との契約を結んでありまして、転貸禁止となっておるということで難しいとのことでしたけれども、各地区にはそういった施設がたくさんあると思いますし、公共施設あり方検討委員会でも苦慮されているのではと思っております。

以前、移住希望者の体験施設として、市が民家を整備して一定期間ステイしていただき、移住先の状況を体験していただくようなことも提案があったんじゃないかなったろうかと思っております。個人での資本投資が厳しい中に、加工場や保管場所の整備を行って共同利用、あるいは貸し出したり、譲渡——譲渡というのはちょっと施設が大きいからあれですけども、そういったことは考えられませんか。副市長、いかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

先ほど市長答弁にありましたように、遊休施設の利活用については積極的に、基本的に考えているところでございます。ただ、施設によって漬物加工、保管まで可能なのか、HACCPに適合するのか、そういった部分が課題になってくるかと思っておりますけれども、あとは、設備投資をどれだけする必要があるのか、その他費用対効果等、次のステップとして、基本的には利活用がメインですけども、そういったところも検討していく課題としてはあるのではないかと思っております。

○11番（田中栄一君）

今の答弁は、そういった施設があつて、そういう申込みがあつた場合は、当然、条件を緩和しながら、考慮しながら、積極的に話し合いを進めていくということで私自身は受け止めたので、よろしく願いしておきます。

最後に、市長にお尋ねします。

令和4年6月定例会では、まだまだ漬物製造業について十分理解が熟していないので、具体的に答弁できないと、まだよく知らんという言葉でございました。質問内容を十分考慮して、担当部局と協議をしていきたいとおっしゃいました。2年ほどたちますので、今回は十分な協議がなされているものと思っておりますし、支援策を検討すると前向きな御答弁もいただいております。

本定例会初日に、令和6年度市政運営の方針について述べられました。その中で私の脳裏に焼きついておりますのが、市民の目線に立ち、市民の皆様に寄り添った生活を守る施策、地域のにぎわいの回復と地域経済の潤う事業にスピード感を持って取り組むという言葉があ

りました。スピード感を持ってです。

前回は申し上げましたが、このままではふるさとの味が廃れてしまう危惧があります。また、直売所も存続の危機が迫っております。新たな施策を展開して、漬物製造に携わっていただける方々の生きがいつくり、そして、荒廃農地の拡大防止を図りながら、八女の味を守ってほしいと強く思っております。漬物生産者にとっては待ったなしの状況なんです。一刻も早い手だてを講じる必要があると思いますので、市長のお考えを再度お尋ねいたします。

○市長（三田村統之君）

スピード感の問題でございますけれども、私ども行政は様々な課題を解決するために、そして、一番大事な将来、20年、30年後のふるさとづくりを今からやらなきゃいかんという基本的な考え方でやっておりますので、スピードが遅れているという意識はございません。しかし、議員おっしゃるように、とにかく緊急な課題については積極的に努力をしていかなきゃいかんと思います。

先ほどの漬物の問題も、副市長が答弁しましたけれども、利用されていない公共施設等については、これはもう当然考えていかなきゃならんだろうと、配慮しなきゃいかんだろうと思っております。県も制度を令和6年度に予算計上しておる段階まで来ていますので、並行して前に進めていきたいと思っております。

○11番（田中栄一君）

スピード感是人それぞれの時計がございまして、それぞれ違うと思っておりますので、そこはそれなりをお願いしておきたいと思っております。

ぜひとも、漬物の作り手を守っていただきますことを強くお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

11番田中栄一議員の質問を終わります。

14時25分まで休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番久間寿紀議員の質問を許します。

○6番（久間寿紀君）

皆さんこんにちは。6番久間寿紀でございます。一般質問第4日目、一番最後ということで皆さん大変お疲れのことと思っておりますけれども、最後までお付き合いください。また、本日はたくさん傍聴に来ておられます方々、また、ネット中継を見ておられます方々には大変感

謝を申し上げます。ありがとうございます。

本日は、財政のことについて質問をしたいと思っておりますけれども、財政のことに関しましては言葉もよく私自身も分かりませんし、一般市民の方々もなかなか言われても分からない点が多いと思っております。本日は執行部の方々も、私をはじめとして一般市民の方にも分かりやすいような言葉で皆さん分かるように説明をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問席にて質問させていただきます。

○市長（三田村統之君）

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の財政についてでございます。

令和4年度の八女市の歳入歳出並びに市債残高はという御質問でございます。

本市の令和4年度の歳入歳出決算額につきましては、昨年の9月定例会で認定いただきました八女市歳入歳出決算のとおり、歳入は44,951,755,674円、歳出は42,943,775,536円でございます。

また、令和4年度末時点の市債の現在高につきましては32,597,462千円でございます。

次に、新庁舎の建設にかかった費用で市の負担、起債についての御質問でございます。

新庁舎建設事業は、工期が令和7年2月末まででございますが、財源につきましては、財政的に非常に有利な起債であります合併推進債や、国・県の補助金、交付金を活用し、市の負担を可能な限り減らすよう努めているところでございます。

次に、公立八女総合病院の建設にかかる八女市が負担する費用についてでございます。

公立八女総合病院は、一部事務組合として病院事業を行う地方公営企業であるため、改修や建設費用及び医療機器の購入費用等につきましては、企業債の借入れを主な財源としております。

企業債の償還金には地方交付税措置があり、その分を構成団体である八女市、広川町で負担しております。

今後の病院の再整備については、病院企業債の活用を予定されていることから、地方交付税が措置されることとなります。

なお、再整備の方針については、企業団議会において議論がなされているものと認識をいたしております。

最後に、上陽支所の移転新築の計画はないのかという御質問でございます。

上陽支所は昭和35年に建設され、耐震性と老朽化等が問題になっております。

各支所は防災拠点としての役割もある重要な施設であるため、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、様々な角度から今後検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

御答弁ありがとうございました。

令和4年度の決算状況について質問させていただいたところですが、私も市民の方々から新庁舎建設や公立八女総合病院の移転新築費等について話があるんですけれども、市の財政は大丈夫なのかという度々のお尋ねがございます。私から市民の方々にどのように答えていいのか、市民の方々に説得力のある答えが見つからない状態であります。そこで今回、新庁舎建設や公立八女総合病院の移転事業に関わる財源についてお尋ねしたいと思います。

まず、市の財政状況についてお尋ねしたいと思います。

先ほど市長から答弁いただいた中で、令和4年度の市債残高が326億円ということでしたが、これは一般的に言う借入金ということによろしいでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

市の公共施設や道路等の整備につきましては、有利な過疎対策事業債や辺地対策事業債などの市債のほうを財源として整備をしております。これはそれぞれの事業費に市債を借り入れて、その償還額に対して国から普通交付税という形で交付される仕組みとなっております。

例えば、過疎対策事業債におきましては事業費の70%（323ページで訂正）、辺地対策事業債においてはその80%、また、新庁舎整備の事業に借り入れています合併推進債、これにつきましては、その約40%が普通交付税として交付をされることになっております。

先ほど市長が答弁なさいました令和4年度末時点の市債の現在高が約326億円ということで御発言ありましたが、その償還——償還というのは返済ということになりますね、借入金という形で捉えた場合はそれに対して一定の割合で国から交付税が算入されることになっておりますので、これにより財政の健全化指標における実質公債費比率等の状況からも、本市は健全に財政運営を行っているということで認識をしております。

また、令和5年度においては、全部で12種類の市債を借り入れております。全て普通交付税が算入される市債を有利な財源として活用させていただいているところです。

しかしながら、有利とはいえ借入金ということになりますので、こちらにつきましては、借り入れた場合には当然返済というか償還が必要になってきますので、こちらについては、年度ごとにできるだけ一定の額に平準化するような財政運営に努めているような状況でございます。（「基金の状況をお願いします」と呼ぶ者あり）

基金のほうも、この筑後地域ではかなり積立額を持っているような状況がございますので、御報告をさせていただきたいと思いますが、一般会計を含んで普通会計ということで、こち

らの基金の総額が令和4年度末時点で191億円ということになっております。これは一般の家庭に例えますと、家計簿的には預貯金というところになるかと思えます。

また、近隣の自治体の状況につきましては、令和4年度末、同じ時点で比較しますと、大牟田市が約9,830,000千円、柳川市が約145億円、筑後市が8,170,000千円、大川市が5,490,000千円、みやま市が10,210,000千円という状況となっておりますので、この筑後地域と比較すると、かなり貯蓄を持っているというところで御認識いただきたいと思えます。

○6番（久間寿紀君）

今説明していただいたとおり、基金については筑後南部地区の6市の中では一番多く基金を持っているということでしたら承させていただきます。

一方、先ほど市債の件について、市の公共施設の建設事業等については国の交付税が措置され、有利な財源として市債を活用しているということでしたが、近隣自治体の市債残高の状況は分かりますでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

申し訳ございません。先ほど御説明しました中で修正をお願いしたいところがございます。先ほど過疎対策事業債については事業費の70%と申し上げましたが、償還金の70%ということで訂正させていただきます。申し訳ございません。（322ページを訂正）

また、先ほどの筑後地区の借入金の残高、地方債の借入れ残高ということでございますが、こちらにつきましては、大牟田市が約448億円、柳川市が378億円、筑後市が約154億円、大川市が157億円、みやま市が271億円といった状況になっておりますので、よろしく願います。

○6番（久間寿紀君）

先ほどの説明では八女が326億円ということでしたので、筑後南部の中では飛び抜けて八女市の残高が多いという状況ではないみたいであります。人口や保有面積、環境によって様々な状況があると思えますので、一概に比較はできないとは思いますが、そういう状況は分かりました。

次に、新庁舎の建設についてお尋ねしたいと思います。

新庁舎建設事業には、今後、今の庁舎の解体や駐車場整備等でまだ工事があると思えますけれども、現時点の見込みで結構ですので、最終的な事業費はどのようになるのでしょうか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

現時点での試算ですが、事業費は総額で7,480,000千円程度になると考えております。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。冒頭の市長答弁の中で、財政的に有利な合併推進債や、国、県

の補助金、負担金を活用するという事だったと思いますが、総事業費に対する国、県、市それぞれの負担額はどのようになっているのでしょうか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

現時点での試算ですが、事業費総額を7,480,000千円としますと、負担額は国が2,910,000千円程度、県が280,000千円程度、そして、八女市が4,290,000千円程度と見込んでおります。負担の割合でいいますと国が約39%、県が約4%、市が約57%となります。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。では、市の負担というのが4,290,000千円ということで、約43億円の負担ということで、その説明は分かりました。

私も23年前ぐらいに茶畑を開墾しまして、5年据置きですけれども、20年払いでまだお金を払っております。皆さんいろいろな計画があって、事業者とか農業者はいろんな補助金を受けながら借金をして、その先、どういう経営になるか分からない中でも皆さん頑張って返済をしていただいております。

この43億円というお金の償還期間は何年ぐらいか分かりますか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

償還期間は30年でございまして、5年据置きの25年償還となっております。

先ほど国の負担額を申し上げましたが、この中には合併推進債もですが、国からもらう補助金、あと県の負担額には県の交付金も入っております。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。私の2歳の孫がおりますけれども、八女市にずっと住んでくれば、32歳になるまで市庁舎の償還がかかるということで理解いたしました。ありがとうございました。

この先50年、60年、市の拠点となる新庁舎ですので、基本計画にも書いてありますように建て替えの必要性については理解しているつもりでございます。

また、新庁舎は5月の連休明けにオープンすると聞いておりますけれども、工期としてはまだあと1年はあると思います。工事だけではなく市役所の中身、市民に評価されるような立派な市役所づくりに努めていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

公立八女総合病院の件についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの市長答弁では、公立八女総合病院の建設に関わる費用は国の支援を受け、残りは企業団が返済しているということでしたが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

市長答弁の繰り返しになりますけれども、建設に係る企業団が借り入れた費用の返済につきましては、国が措置する普通交付税と企業団が自ら行う病院事業収益によって賄うものとなっております。

○6番（久間寿紀君）

その普通交付税が交付される仕組みについて詳しく説明をお願いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

この普通交付税につきましては、直接、公立八女総合病院企業団に交付されるのではなく、八女市及び構成自治体である広川町を通じて、負担金という形で八女市及び広川町から企業団へ支出されているものでございます。

○6番（久間寿紀君）

では、改めて確認したいと思います。

基本的には、病院建設に係る費用の返済については市が負担する負担金の中に含まれているもので、国からの普通交付税で賄えると理解してよろしいでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

八女市が支出している公立八女総合病院企業団の負担金につきましては、総務省が定める地方公営企業に対する繰り出し基準に基づいて算出された普通交付税と特別交付税相当額を負担金として支出いたしております。この繰り出し基準には病院の建設改良に要する経費や小児医療、救急医療などの公立病院としての役割を担う運営に要する経費に対する国からの繰り出し基準が定められておりますので、本市はその基準に基づいて負担金を支出しております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

公立八女総合病院は広大な中山間地を有する、この八女地域における中核病院として大変重要な病院であると思います。この病院の必要性を私も強く認識しているところでございます。一方で、経営状況については心配する声も上がっております。そのことを踏まえまして、今後、病院の再整備を進めていくに当たって、企業団には一層丁寧な説明が必要ではないかと考えておりますが、また今回、新庁舎建設や公立八女総合病院について質問させていただいておるところですけれども、今後も、そのほかにも公共施設など、老朽化に伴い多額の費用、予算が必要になるかと思っております。

そのような事業を進めるに当たり、財政面や市民の方々の安全・安心な暮らしを支えるという観点から、市民の方々が安心して八女で生活が続けられるよう、市長からぜひお言葉をいただきたいと思います。

○市長（三田村統之君）

議員御指摘のとおり、これからの地方自治体の財政というのは極めて厳しくなる可能性も非常にあるわけでございます。私どもは自己負担をいかに少なくするのか、このことが非常に重要なことございまして、したがって、今日までこの自己負担が少ない、いわゆる国とか県の制度の中でその補助金が、助成金がつく事業を中心にやってきたつもりでございました。もちろんそれは八女市のためにでございます。それだけ私どもが、先ほど財政課長が答弁しましたけれども、財政的には非常に他の県南の市町村に比べたら良好であるというのは、国の制度、県の制度を選択して、八女市に合致する事業を選択して、そして、自己資金をできるだけ出さない、こういう考え方で今日までできております。

したがって、八女市の負債額も、そしてまた、財政調整基金を含めた基金の残高も他の市町村に比べて非常に良好な状況にあると思っております。

公立八女総合病院の問題につきましては、いかにして、今、議員おっしゃったように、中山間地の高齢者の方々、こういう方々をどう守っていくのか。例えば、いち早く、今、高齢者の病気というのは脳神経とか高度医療に係る病気が非常に多いわけで、そうすると、ヘリポートも旧町村に総務省の資金で造らせていただいております。だから、例えば、黒木からも矢部からも10分程度で久留米大学の医学部のヘリポートにつけることができる。しかし、久留米大学そのものが、実は非常に高齢化が進む中で、久留米医療圏というのが非常に広いものですから、もうこれ以上高齢者が増えて、しかも、なかなか医師の確保が難しくなっている、そういう状況の中で非常に危機感を持っております。したがって、例えば、1分、5分を争うような患者を久留米大学の病院にお願いしようとしても、うちは受け入れることができないというケースが出てくる可能性が非常に高いという見方をしておりますから、そういう面では、この公立八女総合病院が県南の地区を、八女筑後医療圏の中核として高度な医療もできるような、高度な医療機器も入れてできるような、そして、久留米大学を補助、補填する病院としてやってほしいというのが実はあるわけございまして、そういう面で、企業団ですから市の直接の負担はございませんけれども、しかしながら、あらゆる面で協力をしていかなきゃいかん。それは単独でするのではなくて、八女筑後医療圏、筑後市、広川町、八女市でしっかりこの地域を守っていく、そういう体制をつくらなきゃいかん、久留米大学としてもそうしていただきたいという願いが非常に強いわけでございますので、そういう総合的な八女地域の医療、八女市民の健康を守っていくためにこれからのことを考えて、今いろんな角度から検討をされているわけございまして、その点はひとつ御理解をいただきました

いと思っております。

高齢化がだんだん進む中で、極めて緊急の医療対応が必要な件数が多くなっていく、その場合にやはり何とか八女市民の命を守っていかにかんという役割を果たしていくために私どもは今あらゆる角度から検討させていただいているところでございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。私も63を過ぎまして高齢者の部分に入っておりますので、そして、山の中に住んでおまして、今からどんどん病院にお世話にならやんことが多くなってくると思いますが、私、一議員としての思いですけれども、できれば今建設予定とうわさされておりますところよりか、もうちょっと東部のほうに造っていただければ、私も何かあったときは早く運んでもらえるのかなと思っておりますので、その辺のところはまた検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、上陽支所の移転計画についてお尋ねしたいと思います。

まず、上陽支所はいつ建設されたのかをお尋ねします。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

上陽支所の庁舎につきましては、最初に本館が建設されて、その後に3回増築が行われております。まず最初に南側の本館が建築されましたのが、昭和35年3月でございますが、その後、3階部分を昭和43年12月に増築しております。また、さらにその後、一番奥の別館、こちらが昭和51年2月に増築されておまして、本館と別館の間に中別館というのがございまして、これが昭和55年11月増築ということになっております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

それでは次に、上陽支所の建築面積についてお尋ねしたいと思います。

後で増築されているようですけれども、増築後の全体の面積を教えてくださいたいと思います。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

上陽支所庁舎の全体の延べ床面積は約1,785平方メートルとなっております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

冒頭、市長からも答弁いただいた中に、公共施設等総合管理計画を踏まえて検討するという発言がございましたけれども、私も市の公共施設等総合管理計画というのを拝見させていただきましたが、計画の第4章、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針という中に、本

庁、各支所庁舎については統合や廃止の推進方針という欄がありまして、そこには老朽化が進行している上陽支所、星野支所については、各地域ごとに公民館等の近隣施設との集約化を含めた対策を検討すると記載されています。上陽支所については、先ほど上陽支所長からも説明いただいたように、昭和35年に建築された建物であり、老朽化、耐震不足、駐車場が狭いなど多くの課題がありますが、本庁の整備を現在進めてありますので、財政面など、様々な理由で上陽、星野支所の庁舎整備はその後になるのかなとは予想しておりますけれども、財政課長いかがでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

公共施設のマネジメント係を所管しています課長として御答弁をさせていただきます。

上陽支所と星野支所については、耐震不足等の懸念がございますので、いろいろ課題は抱えておりますので、そちらの庁舎の整備ということでのお尋ねかと思っておりますので、こちらは冒頭市長が答弁をされたと思っておりますが、各支所については、防災拠点とかまちづくりの拠点とか、そういった重要な拠点としての機能を抱えていただいております。そちらもございまして、財政課としましては、公共施設等総合管理計画の中には、先ほど議員おっしゃったように、複合化とか集約化とか、そういったところもあるかと思っておりますので、民間施設も公共的な団体のほうも近くに点在をしているところもありますので、そういった観点からも総合的に関係課といろいろな議論を経て、できる限り早急にその課題について整理をまずはさせていただきたいと考えておりますので、できれば議員のほうも御協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。上陽支所の庁舎とか公民館は昭和35年に建築され、築60年以上がたつて耐震的な課題もあるということですが、昨今、全国で豪雨災害とか台風災害、また、1月の石川の地震等、いろんな災害が発生しておりまして、上陽の場合も支所とか公民館が避難場所になっているんです。ところが、耐震のあれが施されていないということで、もし石川県のごたる地震が来たら避難している人が潰れてしまうということも考えられる状態でございます。いろんな財政面からも、先ほどから聞いておりますように市庁舎問題、公立八女総合病院問題、いろんなところにお金がかかるころだとは思いますが、最後に支所問題に関しては市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

上陽町にとっては、私ども支所の改築の問題については、市の幹部は全部頭に入っております。ただ、経済的な効果も出す環境もつくらなきゃならない。そういうことで、今御承知のように、ダニエル・ケンさんの展示をするほたと石橋の館の改築をして、そして、観光

の方々が上陽に寄って星野に行くと、そういうやはり流れというのをつくるのが大事だと思います。

また、ダニエル・ケンさんの関係で外国人が来るようになるだろうと、また、そうしなきゃいかんと思っておりますので、とにかく上陽の観光の拠点というのをつくるのがまず第一だろうという判断に立っておりますし、やはり上陽支所の問題は今議員おっしゃるように防災対策の面、いろんな面で重要な支所でございますので、十分これから検討してまいります。よろしく申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。市は財政がたくさんいろんな面でお金がかかっておりますし、教育問題とか子育て問題、いろんな市からの支援があるということも承知しております。建物的なものも必ずしていかにかんことですが、いろいろ同僚議員からも出ておりますように、経済面からももうちょっと頑張って支援をして自主財源を増やすという努力もしていかんのかなという気がしております。

市長答弁の中に、あと25年後かな、人口が3万7,000人になってしまうというお話もございましたけれども、私、上陽も昨年1月ぐらいからずっと統計を取っておりますら、2月までに約90人の方が亡くなっておられます。これは人口の自然減少ですので、仕方がないかなとは思いますが、昨年、じゃ、何人子どもが生まれたのかなということで、ちょっと支所のほうに聞いてみたんですけども、出生数は分からないですけど、ゼロ歳児が3名です。ということは、毎年このままでいけば100人ずつぐらいの人口が減っていくということになりまして、約10年後には半分の、多分千二百、三百人になってしまうんじゃないかなと思っております。

もちろん、人口減少というのは仕方がないので止められないとは思いますが、流出を防いで、なるべく東部のほうに住んでいただいて、子どもをつくって育てていただいて働いていただくというのが私の役目というか、あれじゃないかなと思っておりますよ。

先ほど言われたように、市庁舎に30年の償還がかかるということで、恐らくその終わる頃にはもちろん私もいないと思っておりますので、でも、将来の子どもとか孫のためにどうかしていかにかんとかじゃなかろうかなというのが私の覚悟でございます。

昨日の同僚議員からの質問で、市長は東部のほうにも企業誘致を考えておるということでしたので、それが旧八女の東部なのか、今で言う山間地の東部なのかよく分かりませんが、先ほど言いましたように、10年したら私も1,000人ぐらいに、半分に減ってしまいますし、矢部、星野、黒木、立花もですけども、恐ろしい勢いで人口減少は進んでおります。八女の中心部は山間部から流れた人がいるので、まだ九十何%ということで減ってはいないと思っておりますけれども、行く行くは3万7,000人になってしまうということですので、大

変な危機感を持って経済対策もやっていかないかのじゃないかなと思います。

先ほども言いましたけれども、八女東部のほうに企業誘致のほうも考えておるという市長の答弁でございましたけれども、副市長のほうはどうでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

八女市全体で活性化していくというのは非常に大切なことです。中心市街地だけでなく、東部の皆さん方も安心して住まえていただけるよう最大限の努力に努めていきたいと考えております。

○6番（久間寿紀君）

何回も言いますけれども、時間がないので、10年しよったらそげんなるということは、もうすぐにでも計画を持ってもらわなければ人口流出も減少もなかなか止められない問題ではないかなと思っております。

ぜひとも計画のほうを推進していただきまして、東部だけではございませんけれども、八女市全体の人口流出、人口減少に少しでも歯止めをかけていただきたいと思います。

また私はいつもの40分ぐらいの質問ではございますけれども、八女の立花の議場は、私が最後の一般質問ということで記念すべき役目を果たさせていただきました。ここの議場が、まだ議会は残っておりますけれども、新庁舎のほうに移るわけですが、この立花の庁舎が一般市民の皆様にとって有意義に、有効に活用されることを願いまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

6番久間寿紀議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、明日3月1日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時11分 散会